

平成 26 年度 厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 課題 7

里親アセスメントにおける面接技術に関する研究
調査報告書

平成 27 年 3 月

特定非営利活動法人 キーアセット

里親アセスメントにおける面接技術に関する研究

1 研究の目的と枠組み

1 調査研究の目的

- (1) 「里親アセスメントにおける面接技術」を含めて里親に関するソーシャルワーク全体について業務分析を通じて明らかにする。また、ソーシャルワークのマニュアル作成の資料を取集する。
そのため、里親ソーシャルワークの概念を定義し、児童相談所の里親業務の現状把握を行い、その目的、過程、方法、必要な知識・技術、能力を検討する資料を得る。
ソーシャルワーカーと里親及び里子、また実親の関係を踏まえて、ソーシャルワークを概観する。
- (2) 児童相談所の業務と民間支援機関の連携、役割分担を明らかにし、児童相談所が果たすべき業務は何か、専門性について検討する。また、現状でそれらが、十分に達成できているのかを明らかにする。
また、公民の役割分担を適切に実施するための必要な人材と体制について明らかにする。
さらに、児童相談所が民間支援機関等他機関で実施することが適切だと考える業務について意識調査を実施する。

2 調査研究の背景

- (1) 里親の大半を占める養育里親については登録世帯数が7000世帯あるにもかかわらず、実際に委託を受けている世帯数は2617世帯と37%に過ぎない。未委託里親の委託推進には里親への適切で効果的なソーシャルワークが欠かせない。
- (2) 全児童相談所のうち、手引書は55自治体のうち15が作成しているが、その内容も大きな差があり、国のガイドラインと合わせて「何らかの最小限度の手引書を早急に整備する必要がある」と言われている（林浩康他「児童相談所における里親認定に関する調査研究」2013日本子ども総合研究所紀要）。
- (3) 里親ソーシャルワークの過程は、里親の募集から、里親希望者への説明と理解。そして、家庭訪問や面接による適格性の調査とアセスメント、里親審議会での審査・登録、その間の登録前研修と登録後研修。マッチングの後、委託と定期的に家庭訪問等里親支援、里子の家族再統合や自立支援。また、里親子の関係が不調の場合は一時保護や解除などソーシャルワーク過程は複雑多様であり、担当者の異動を考慮すると何らかのマニュアルが必要である。
- (4) 認定や委託決定の大きな権限を持つ児童相談所の職員に対して、里親は悩んでも本音が言いにくいなどの信頼関係の構築に問題点があると指摘されている（全国里親委託等推進委員会「里親委託率アップの取り組み報告書」2013）。里親希望者の本音や成長

にかかわるのは、民間の里親支援機関が適切な場合もあると考えられるが、機関職員にソーシャルワーク技術の担保が前提となる。

- (5) また、児童相談所は虐待対応等で忙しく、里親教育や育成まで手がまわらないなど、里親指導体制が弱体であり、S V体制の充実が課題である（庄司他「里親への支援のあり方に関する研究」2000 日本子ども総合研究所紀要）。また、里親担当職員が頻繁に異動するため、里親との信頼関係が築きにくく、里親支援機関のように専任職員が長く継続的にかかわる必要が指摘されている。
- (6) 一方、里親も援助を受けるクライアントだけでなく、複数の里子の支援者からなるチームの一員であり、里親ソーシャルワークには、チームアプローチが重要であるという指摘がある。（木村 2013「里親支援とソーシャルワーク」里親と子ども 8巻P113-118）
- (7) 欧米では、里親虐待などの不調ケースでは、しばしば対応の遅れや里親の孤立という問題点が指摘されており、制度上の取り決めとソーシャルワークを位置づける必要があると指摘されている（Helen Cosis Brown2014「Social Work and Foster Care」p17-38）。
- (8) 里親会は当事者によるグループワークが期待されるが、参加率が下がり、若い里親が参加しにくい状況となっている。このほか、申請から登録、マッチングまでが半年以上、場合によっては1年かかる場合があり、里親の意識が下がるなどの問題も指摘されている。

3 調査方法

- (1)質問紙調査 全国の児童相談所への悉皆調査
対象：児童相談所の里親担当職員とS V職員
調査内容：里親担当者とS V職員の属性、里親業務の諸過程（リクルート、アセスメント、研修、登録、マッチング、里親支援、不調対応、自立支援等）の業務内容と業務量、S Vの内容と業務量等
- (2)聞き取り調査 委託率の高い自治体の里親ソーシャルワークの状況
対象：児童相談所の里親担当職員、S V、里親支援機関職員、里親
調査内容：里親ソーシャルワークの現状、里親支援機関との役割分担
- (3)海外調査 里親ソーシャルワークの現状調査と公民の役割分担について比較調査する
対象：オーストラリア クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州 州政府及び民間支援団体
調査内容：州政府が業務の大半を担う州、民間機関が大半を担う州等の違いを州による里親ソーシャルワークの実施機関の違い、委託の基準など
- (4)研究調査委員会 各調査に対して、専門の立場から意見を聴取し結果の分析等にあたるため、委員会を設置し検討する
委員：大阪府、堺市の児童相談所（里親担当課長）、里親支援機関、大阪府児童福祉施設（里親支援専門相談員）、大阪府里親会、先進県里親担当課長

4 調査体制

代表研究者（山内稔 大阪国際大学）

- 研究者（渡邊守 NPO キーアセット）
（中村みどり " "）
- 研究協力者（林美恵子 大阪府中央子ども家庭C）
- 研究協力者（吉川昭代 大阪府里親支援専門相談員）

5 調査時期

(1) 質問紙調査

全国の児童相談所への悉皆調査
平成 27 年 2 月～3 月実施

(2) 聞き取り調査

委託率の高い自治体の里親ソーシャルワークの状況
平成 26 年 11 月 滋賀県調査
平成 27 年 2 月 静岡市調査

(3) 海外調査

オーストラリア Queensland 州、New South Wales 州、Victoria 州
平成 26 年 12 月実施

(4) 委員会

平成 26 年 11 月、27 年 3 月実施

6 個人情報の保護等

本研究は里親に関する事例の収集とソーシャルワークの実践を調査研究するため実施する。受託法人の倫理規定に則して、個人情報の保護に万全を期し、個人情報を除いた形での分析をする。また、事例の収集元である児童相談所と個人情報の取り扱いに関する協定書を結び、個人情報の取り扱いについて明文化するほか、責任者の所在についても明らかにし、個人情報の守秘を徹底する。

収集した個人情報については、研究期間終了後に速やかに廃棄する。

2 先行研究について

1 児童相談所における里親認定に関する調査研究（H25）

- ・手引書：10自治体から提出、作っていないか、内部資料として公表していない

その実践過程に関する記述が乏しいものが相対的に多かった

○手引書は55自治体のうち15が有りだが、「何らかの最小限度の共通書式や手引書を早急に整備する必要がある。」としている。

- ・里親認定にかかる調査項目（アセスメント項目）

大項目16：年齢、結婚、動機、希望する子ども、経済状況、住宅の状況、社会資源、地域状況、生活歴、健康状況、職業、家族内の人間関係、親族関係、子どもの養育、養護問題・里親制度の理解、その他

- ・里親は子どものための公的制度に基づく公的養育の担い手として理解することが重要
- ・子育てをどのように考えているのかを成育歴等を通じてストーリーを聞くことが大切
- ・最低3世代のジェノグラムが必要不可欠
- ・インテークは里親担当と児童福祉司の複数で行う
- ・里親審議会の開催回数が少ないので登録までの動機づけの維持が問題
- ・里親自身の自己覚知が重要 子どものための制度であること
- ・他者に相談でき、抱え込まない姿勢
- ・里親担当ワーカーの育成のために家庭訪問を複数で行う
- ・留意点：委託後に子どもの発達の遅れや障がい、難病等が見つかることがある
- ・調査は複数で行い男女ペアが望ましい
- ・実子と委託児童を分け隔てなく養育できるか
- ・里親全体（延べ数6887）に対する36%から39%が未委託。24年度末未委託62%、過去ずっと未委託34%、過去5年未委託37%、登録5年未満の未委託里親1952
重複があるので、実際は委託率はもっと多いと推測されるが、未委託の里親数は多い。
- ・里親担当者の配置状況：36自治体で専任常勤11か所、併任常勤31か所、非常勤専任23か所、非常勤兼務4か所。常勤専任＋非常勤専任＝8、常勤専任＋常勤兼務＝3、常勤兼務＋非常勤専任＝15、常勤兼務10。常勤専任を置いているところはほとんどが2人体制。
- ・委託①原則同一管内49.1%②原則同一自治体管外45.3%③時々管外5.7%

- ・里親養育について重要なことは公的養育者として**養育状況を共有する姿勢**や委託機関等との**関連機関との関係性を継続すること**、同居する家族や親族の理解、里親動機の自己覚知を基本に捉え、基本的情報把握に努めること
 - ・里親養育における養育観やアタッチメント形成の捉え方にも問題があり新たな知見に基づいた里親養育の社会化も検討する
 - ・認定前研修期間が短い
 - ・この家庭は**要注意**もというヒントを希望者の発言や言動から察知でき、そうした不安要因やリスク要因を希望者と話し、解決に向けて動けるソーシャルワーカーの育成
- 児童相談所が一手に里親認定登録に関する業務を担っている状況から、十分に体験を積み継続的に専門性を醸成することが必要。したがってガイドラインが必要であるとともに諸外国のように、**児童相談所だけでなく民間支援機関などがそうした業務を担当し、専門性を醸成することも必要**
- ・里親になっていくプロセスが大切

2 委託率アップの取り組み その2 大分県（H24.7）

- ・委託率はH17年に全国平均に追いつき、H23は25.1%（全国13.6）
 - ・里親会加入率 H24.3 37.5% → H24.7 70.8%（登録130家庭）
- 加入率のアップは、里親会への加入を原則としている。県課長名で依頼文書を2度送付（併せて里親及びF H養育指針、里親委託ガイドラインを添付）
- ・里親支援専門相談員の位置づけとして、里親支援機関に指定 家庭訪問等を実施し、里子へのかかわりができる
 - ・児童相談所との連携は、里親には「相談員に相談したことが児童相談所に情報として入ることもある」ということが伝えられているがだからと言って、「相談員は児童相談所とほぼ同じ立場」と里親が認識しているわけではない。気になることや深刻な状況については、相談員が児童相談所に報告しているが、その判断は相談員に任せられている。**相談員は子どもの措置には絡まない**ので、里親からは「児童相談所とは職務や立場の異なる人」と考えられているようだ。（p115）
 - ・相談員が感じることは
 - ・相談員は、指導的立場でないので、**中立の立場で里親の話が聞けて良い**
 - ・里親との関係が深まることで、それゆえに起こってくる問題があると思う。例えば、処遇に関するお意見を求められたり（特に不調や措置変更のケース）、**児童相談所に言えないことを相談された場合、関係者にどう伝えるかは難しい問題だ**と思う。
 - ・児童相談所の連携がうまくいっていないと感じることもある。前回の家庭訪問から時間

がたっているのに、里親の悩みや課題が前回と変わっていない。なかには、早急にお解決すべきことやすぐに解決できることもあるのになぜか前に進んでいないなど。こうした場合は、ソーシャルワーカーとして、子ども担当にケースワーカーと直接話し合いをする機会があると、連携や支援をより強くすることができると思う。

- ・措置解除後のフォローがうまくいかないケースについて、児童相談所に対する不満をじっくり聞く役割を相談員がしてもいいではないかと思う。同じ社会的養護に携わる立場として、傾聴して思いを受け止めていくことができるのではないかと感じている(この場合里親の気持ちを整理していく力量も必要とされる)

3 児童相談所調査

1 調査対象と回答率

全国の児童相談所 226 か所（支所、分室等を含む）に別添の調査用紙を送付し、里親業務に直接かかわる職員を対象に調査を行った。回答を得た児童相談所は 174 か所、回答率は 77.0%であった。また、支所等で回答があったものは 3 か所のうち 2 か所については、里親業務が本所で行っているため回答できない旨の報告があった。このため、支所等の数を除くと、相談所数 207 か所のうち回答があったものは 173 か所で回答率は 83.6%であった。

次に、回答は相談所の里親業務に直接かかわる職員を対象にしたため、回答数は 342 件であった。児童相談所当たりの平均は 1.97 件であった。

2 未委託の里親の割合

未委託の里親（養育里親）の割合は約 55%（3900 人/7097 人）であった。また、その対応や考え方を聞いたところ、やむを得ないという考え方（どうしても希望に合わない、あるいは委託できない里親は一定いる）、何らかの工夫をしている（短期、週末など依頼、研修に参加を呼びかけている）、制度的な改善が必要（管外委託がしやすくする、共働きには保育所の優先利用の制度を）、アセスメントを厳格にして、登録だけにならないようにするなどの意見があった。

表 1 各都道府県市児童相談所別養育里親数

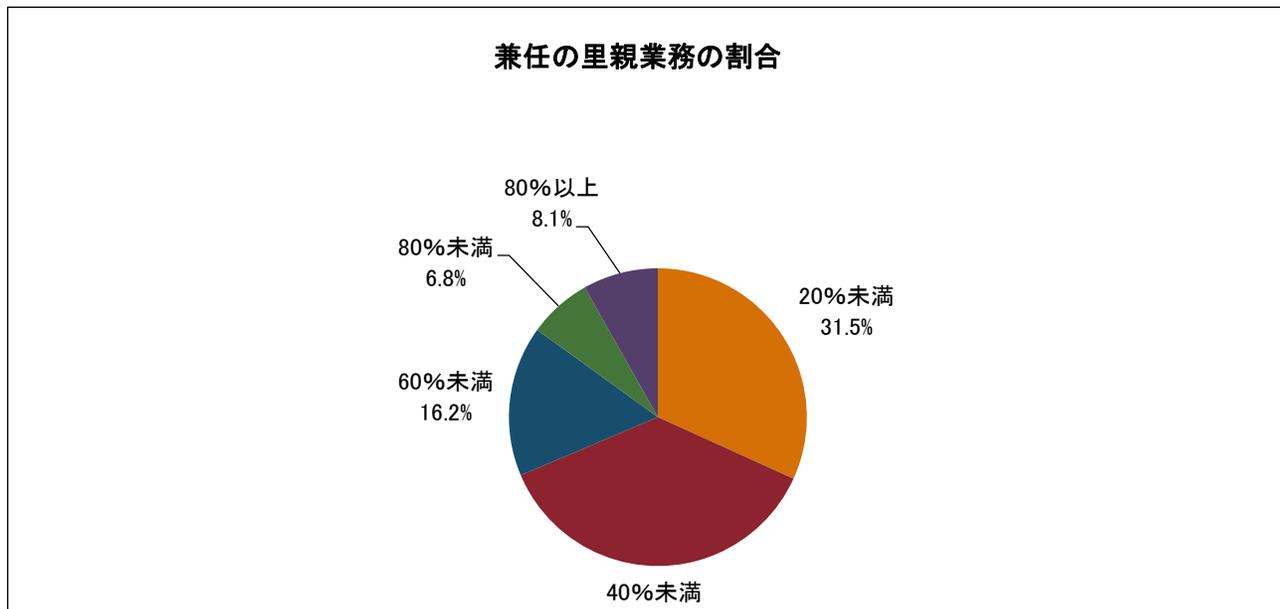
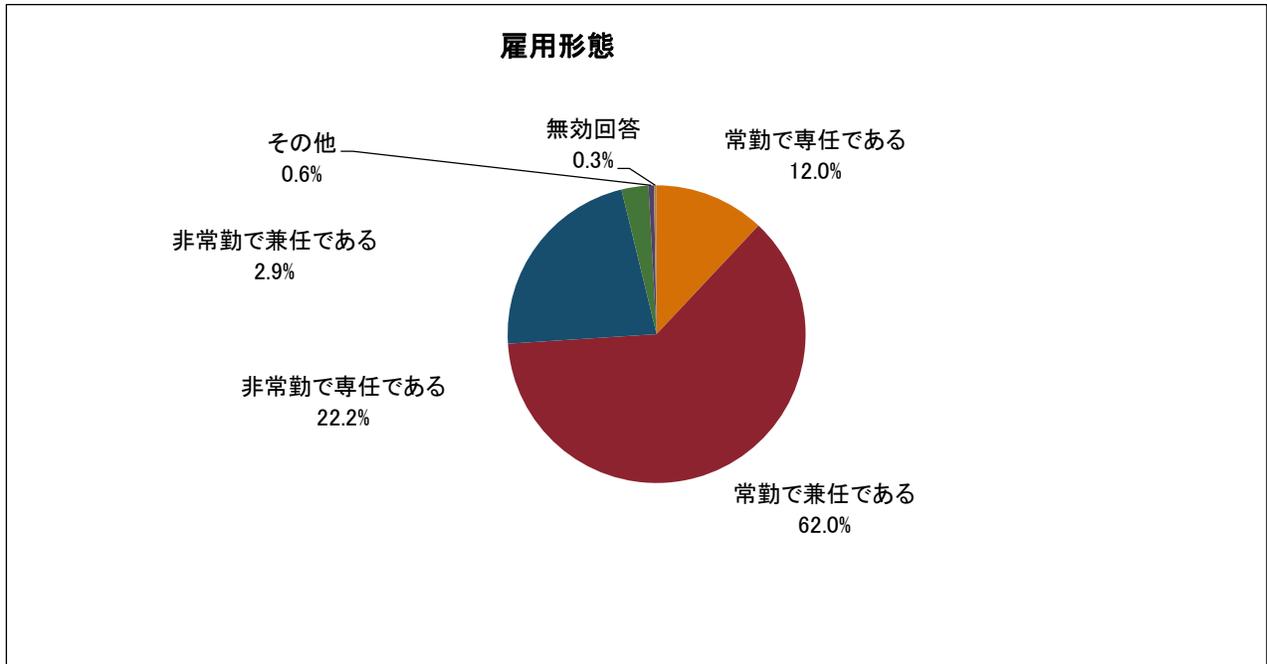
養育里親数	児相数	%
① 10 未満	13	7.3%
② 10～20 未満	29	16.2%
③ 20～30 未満	39	21.8%
④ 30～40 未満	20	11.2%
⑤ 40～50 未満	29	16.2%
⑥ 50 以上	49	27.4%
⑦ 無効回答	0	
合計	179	100.0%

表 2 各都道府県市児童相談所別未委託里親数

未委託里親数	児相数	%
① 10 未満	34	19.1%
② 10～20 未満	62	34.8%
③ 20～30 未満	39	21.9%
④ 30～40 未満	16	9.0%
⑤ 40～50 未満	14	7.9%
⑥ 50 以上	13	7.3%
⑦ 無効回答		
合計	178	100.0%

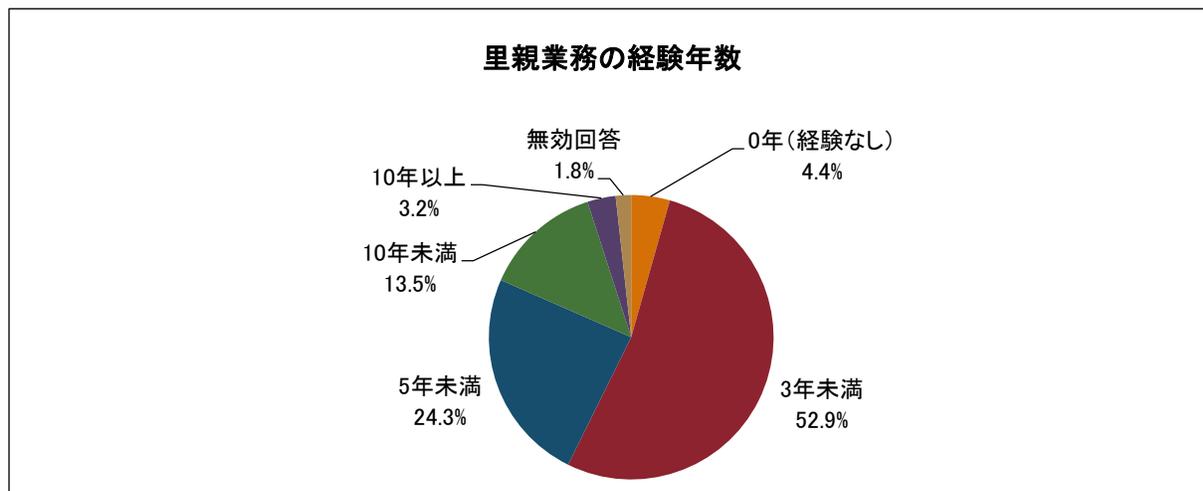
3 里親担当職員の常勤・非常勤、専任・兼務の別、経験

回答のあった342人のうち、常勤で専任は41人（12%）と少なく、回答のあった児童相談所174か所のうちわずか30か所であった。常勤で兼任は212人で62%となっている。非常勤は86人で全体の25%、専任が76人（88%）を占めている。兼任の人（常勤、非常勤）の全業務に占める里親業務の比率を聞いたところ平均は31.7%（220人の回答）であった。40%以下の業務量の職員が68.6%を占めていた。



児童相談所での経験（里親業務を含む）は、3年未満が27.8%、5年未満が20.2%と約半数が5年未満の経験であった。また、里親業務については、3年未満が52.9%と約半数を占めていた。児童相談所以外の経験については施設での経験者が111人（32.5%）、福祉行政の経験者が100人（29%）であった。

また、里親の経験年数は3年未満が57.3%と約半数を占めていた。

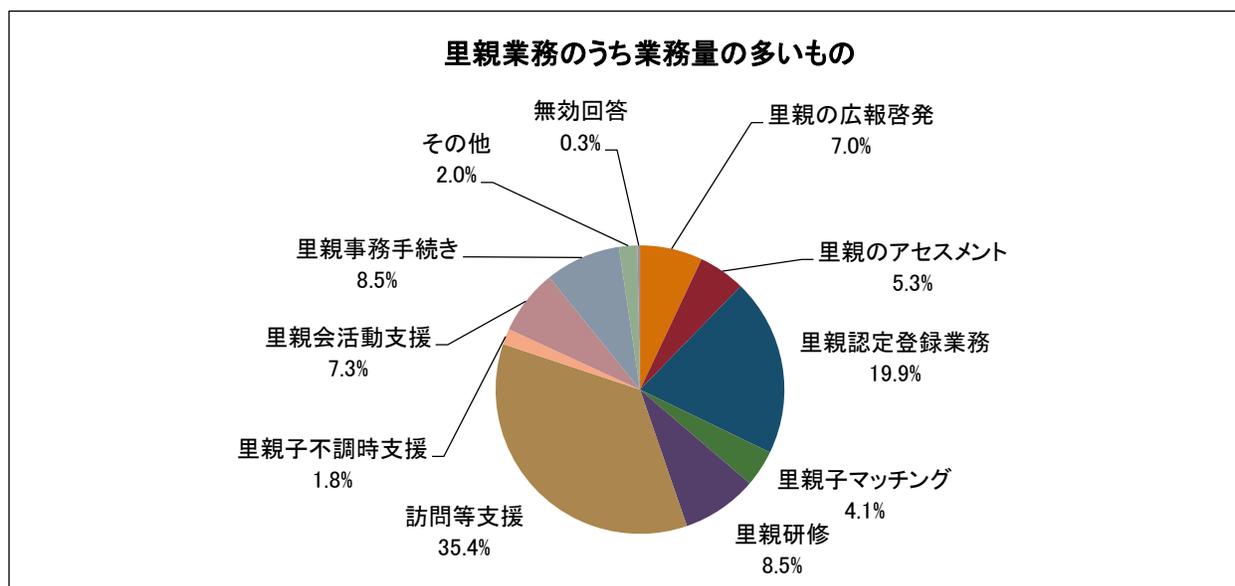


4 審議会の開催

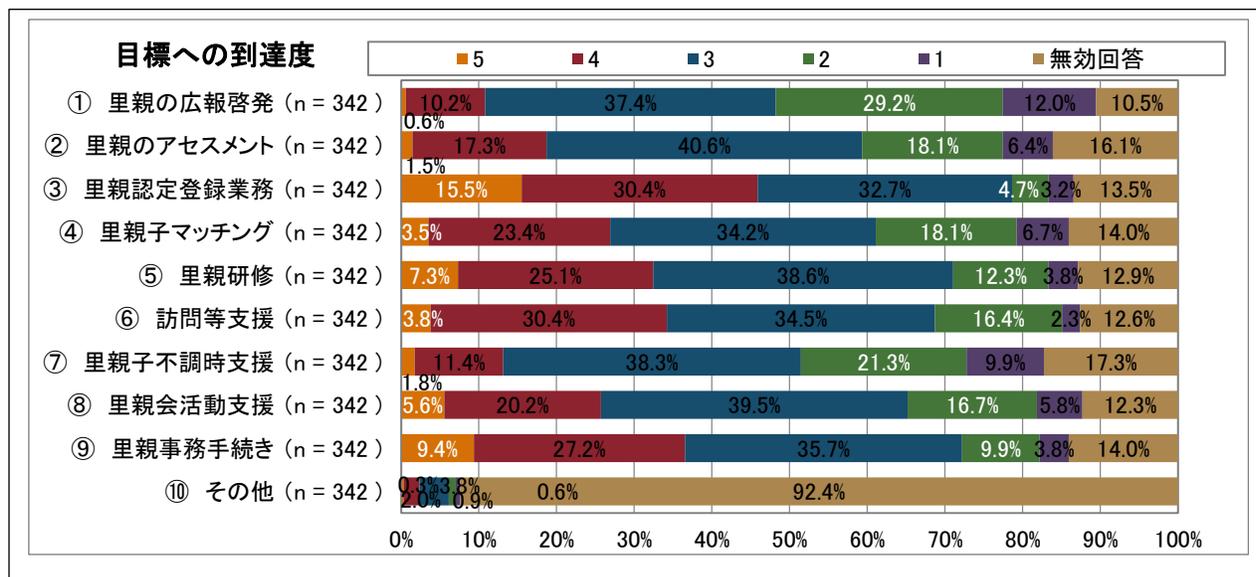
里親認定のための審議会の開催については、174 児童相談所で平均 3.60 回の開催であった。約半数の 53.4%は、年 2 回まで開催、6 回以上開催しているところは 22.4%だった。

5 里親業務の現状

里親業務で業務量の多い業務について3つ選択してもらくと、訪問等支援 220 人、里親の認定登録業務 172 人、里親研修 126 人が多く、里親アセスメント 68 人、里親子マッチング 85 人、里親子不調時支援は 42 人と少なくなっている。

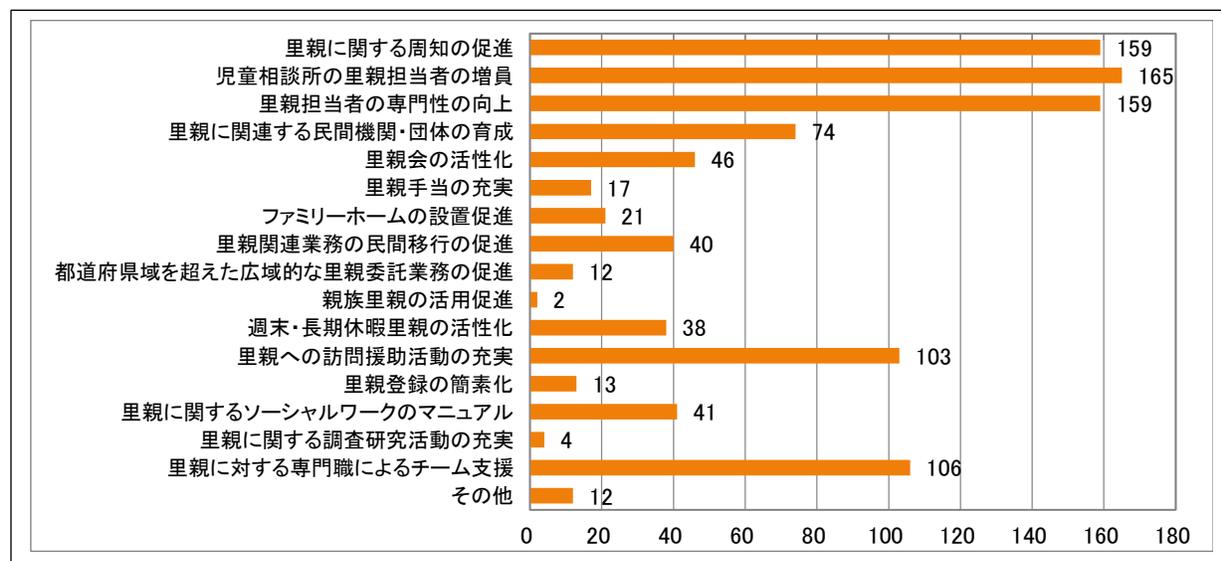


里親業務のうち目標を達成しているかどうか尋ねたところ、ほぼ達成している（5段階の5と4）率が高かったのは、里親認定登録業務（45.9%）、里親事務手続き（36.6%）、訪問等支援（34.2%）であった。一方目標に達していない（5段階の1と2）率が高かったのは、広報啓発業務（41.2%）、里親子不調時支援（31.2%）、里親アセスメント（24.5%）であった。



6 里親業務の充実等

里親業務の充実のための取り組みで重要なものを3つあげてもらったところ、里親に関する周知の促進、児童相談所の里親担当者の増員、里親担当者の専門性の充実を上げた人がいずれも150人を超えており、他の項目を大きく引き離していた。里親への訪問活動の充実（103人）里親に対する専門職によるチーム支援（106人）であった。



未委託の理由について聞いたところ、里親の年齢、健康状態、家庭事情で委託できない理由があるものを 311 人、里親の希望している児童と里親を希望する児童とに差があるのを 286 人、未委託期間が長く、登録だけが残っている状態であることを 145 人があげている。

表3 未委託里親の理由

選択肢	度数	%
① 里親の年齢、健康状態、家庭事情で委託できない理由がある	185	54.1%
② 里親の希望している児童と里親を必要とする児童に差がある	103	30.1%
③ 不調等がありしばらく委託を差し控えている	5	1.5%
④ 登録後すぐの委託は難しいため、実習、週末里親、一時保護委託で経験を積んでいる	6	1.8%
⑤ 未委託期間が長く、登録だけが残っている状態である	15	4.4%
⑥ 児童相談所からの未委託の里親への関わりが少なく疎遠になっている	5	1.5%
⑦ その他	19	5.6%
⑧ 無効回答	4	1.2%
合計	342	100.0%

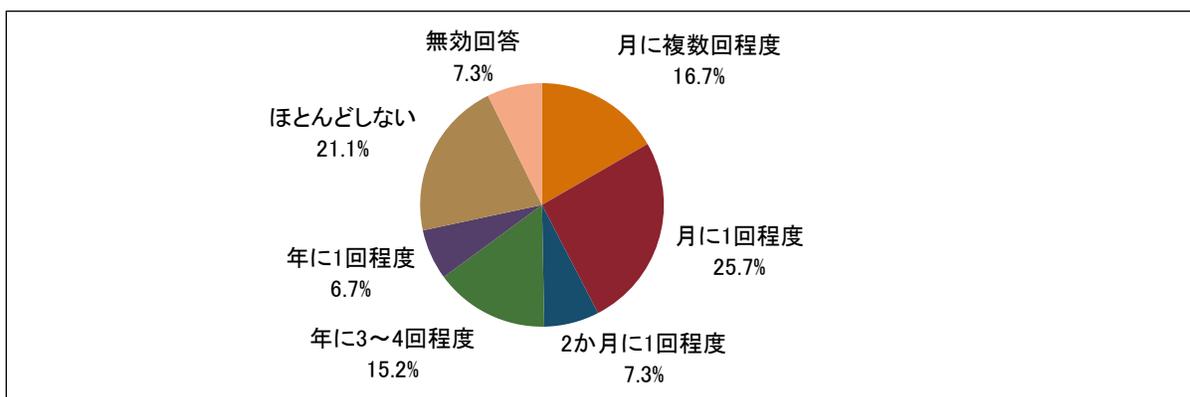
未委託の里親への働きかけは、研修の案内が最も多く、236 人、ついで長期委託を希望しているが、短期または一時保護委託を検討しているのが 162 人、週末里親、季節里親を依頼しているのが 126 人となっている。

児童相談所の里親業務にかかるスーパービジョンについて聞いたところ、スーパーバイザーは専門職の課長が最も多く 103 人、ついでベテラン（10 年以上）の専門職 95 人と続いているが、特にないないという人も 68 人いた。

スーパービジョンの内容を聞いたところ、個別ケースへの助言が最も多く 216 人、ついでケースの進捗状況を確認 142 人、個別ケース以外の里親業務のフォローが 130 人と続いている。

里親に関するケース検討会議の開催は、月に 1 回程度が 88 人（25.7%）で最も多いが、ついでほとんどしないが 72 人（21.1%）となっている。月に複数回するところは 57 人（16.7%）である。

図 ケース検討会議の回数

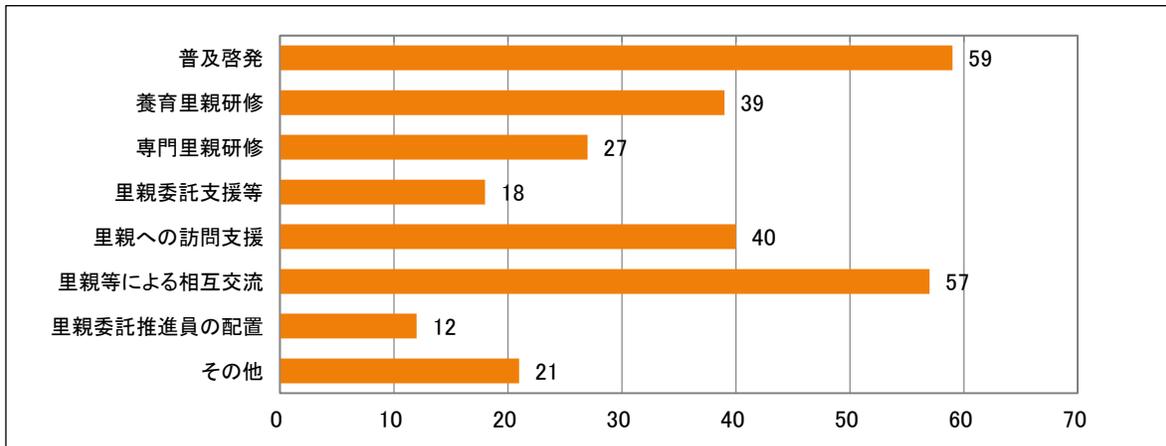


7 民間支援機関

民間の里親支援機関について尋ねたところ、委託している都道府県市は30か所あったが、民間の支援機関がない、あるいは委託していない都道府県市が22か所となっている。

また、民間支援機関への里親業務の委託について、最も多いのは普及啓発59ついで里親等による相互交流57、里親への訪問支援40、養育里親研修39となっている。

図 民間支援機関の業務内容



次に、里親支援専門相談員について、5人未満が21.9%、10人以上が17.8%、3人未満が16.7%となっている。個別の児童相談所を担当する里親支援相談員の有無を聞いたところ、ないのが33.3%で最も多く、3人未満が27.8%となっている。里親支援相談員が担っている業務は里親家庭への訪問及び電話相談が最も多く220、里親への研修160、里親委託の推進163、里親会活動への参加勧奨及び活動支援141、アフターケアとしての相談138となっている。

8 児童相談所と民間支援機関の役割分担について

児童相談所との役割分担について聞いたところ、児童相談所が認定、登録、委託、里親指導、介助を行いそのほかの里親開拓、研修、委託推進、訪問相談等についても児童相談所が中心に行うほうが良いと考える割合は13.2%、児童相談所は認定、登録、委託、里親指導、解除などを行いそのほかの業務は民間支援機関に任せのほうが良いと考えるのは60.5%、児童相談所は委託と解除のみを行い、そのほかの業務は民間支援機関に任せのほうが良いと考えるのは9.1%であった。

選択肢		度数	%
①	児童相談所が認定、登録、委託、里親指導・連絡調整、里親委託の解除を行うとともに、それ以外の新規里親開拓、研修、里親委託推進、訪問相談、レスパイトケアの調整、里親サロンの運営なども児童相談所を中心に行うほうがよい	45	13.2%
②	児童相談所が認定、登録、委託、里親指導・連絡調整、里親委託の解除を行い、それ以外の新規里親開拓、研修、里親委託推進、訪問相談、レスパイトケアの調整、里親サロンの運営などは里親支援機関が行うのがよい	207	60.5%
③	児童相談所は委託と解除の業務のみ行い、認定、登録、里親指導・連絡調整の業務を里親支援機関の業務に移行するとともに、新規里親開拓、研修、里親委託推進、訪問相談、レスパイトケアの調整、里親サロンの運営なども里親支援機関が行うほうがよい	31	9.1%
④	里親支援機関が中心になって、認定、登録、委託、里親指導・連絡調整、里親委託の解除及び新規里親開拓、研修、里親委託推進、訪問相談、レスパイトケアの調整、里親サロンの運営を行うほうがよい	6	1.8%
⑤	その他	31	9.1%
⑥	無効回答	22	6.4%
	合計	342	100.0%

9 支援機関等への情報提供

民間の支援機関への子どもの情報提供については、ほとんど提供していないのが 37.7%と最も多く、一部提供しているが 29.2%であった。すべて提供しているのはわずか 3.2%であった。このうち、一部提供の情報は提供用にまとめなおした情報が 55 と最も多く、対応経過 28、児童記録の抜粋 26、心理判定記録の抜粋 26 であった。

里親委託の際の子どもの支援計画の策定に参加している機関について聞いたところ、どこも参画していないのが 168 と群を抜いて多く、ついで里親 80、里親支援専門相談員 47 となっている。

里親支援専門相談員への子どもの情報提供については、一部提供しているのが 37.1%ほとんど提供していないが、24.0%となっている。すべて提供しているのは 15.5%であった。

10 まとめ

養育里親の登録者のうち、55%が未委託であることが分かった。これまでの調査では約6割が未委託と言われていることから、ほぼその数字通りの結果であった。

児童相談所の里親担当者は、174か所のうち30か所が常勤で専任の職員であった。また、常勤で兼務職員が6割と多くは兼務職員であり、その業務量も里親以外の業務が6話位以上を占めていた。里親関係のソーシャルワークには、里親のアセスメント、子どもと里親のマッチングなど、施設より以上にきめ細かな関わり、子どもとの関係に目を行き届かせる場所が必要なことから、里親業務が十分に達成されているか、不十分になっていないかが大きな課題である。今後充実すべき課題の質問では、職員の増員と専門性の向上が挙げられていたことは、担当職員の実感が出ているのではないかと推察される。また、仕事の目標に対する達成度を聞いてみると、里親認定や事務手続き、訪問支援は達成度が高いが、アセスメント、マッチング、不調時支援が低いのは専門性を発揮すべき業務に十分取り組めていないことがうかがわれる。

また、その体制においてSV機能が十分働いているのか、幸い専門職の課長やベテランの専門職の職員が当たっているところは頼もしいところだが、ケース検討会議があまり開かれていないのが、残念であり里親業務の専門性の向上にはより組織的な対応が必要である。

こうした状況の中で、里親支援機関や里親支援専門相談員など専門機関・専門職が児童相談所の協力者として里親委託推進に有効だと思われる。しかしながら、里親支援機関のないところが22か所と4割近くあり、委託業務も普及啓発と相互交流が多くなっていることから、まだ十分にその機能を発揮していると言えないところがあると思われる。

里親支援機関と児童相談所の役割分担については現状の児童相談所を中心に、補助的に支援機関への委託を是とする意見が多かったが、情報提供という点ではほとんど子どもの情報を提供されていないことや、支援計画策定に里親や支援機関がほとんど参画していないことは今後の大きな課題である。

4 先進都道府県市調査

1 滋賀県調査

1 里親支援機関

・スタッフは施設の里親支援専門相談員2名と里親委託等推進員委員1名、県単独配置の里親委託児童心理的ケア指導員1名である。業務内容は、里親支援専門相談員は2名で県より委託ケース約100ケースのうち約半数のケースを分担している。里親への支援であるが、特に、里子のうちの中高児童の女子の女子会を設定するなど里子への支援にも力を入れている。滋賀県の特徴としてファミリーホームへの委託が半分を占めている。ファミリーホームへの支援は、こぼと子ども家庭支援センター主任相談員と里親委託児童心理的ケア指導員が担っている。ファミリーホームには困難な子どもや高年齢児童を委託することが多いため、不調への対応が課題となっている。

・里親家庭へのアセスメントの必要性を感じている。何か困ったことはありませんか？という関わりでなく、子どもとの関わりを持つことにより、里親家庭との関係を強める。状況に応じ、子どもと里親の間で両者を調整する役割を担っている。

・スタッフは施設ケアスタッフ、施設の心理、保育所の保育士など子どもに関わる経歴を持っている、このため、子どもとの関わりを中心にした支援が上手く効果を上げているようである。また、ソーシャルワークの視点で支援するにしても、「何かありませんか」ではなく、里親となる認定前の研修から関わりを持ち、太いパイプを作っておくことが重要である。

・全体として、背景にケアワーカーや心理士、保育士のバックグラウンドがあるために、ソーシャルワークとケアワーカーとしての総合力の発揮が明確であった。子どもへの働きかけをいかに里親家庭全体に向けていくかが今後の課題。SV機能が重要であると認識された。

2 里親会

・里親委託推進員を1名配置されている。もともと児童相談所で非常勤で働いていた。滋賀県は2児童相談所にいた里親委託推進員を外に出して、支援機関と里親会につけたもの。

・里親会は新規登録式の時に話をしに行き、行政からもできれば入会をすすめてもらっているので、9割は会員となっている。

・未委託里親への支援としては、委託里親への家事援助を行うことで、里親としての経験を積むことを考えているが、未委託里親の申し込みはあるものの、委託里親からの申し出は現状ではない。

・児童相談所が里親への支援がなくなっても、支援機関の支援があるので問題はないと思える。

・乳幼児は全体の委託が少ないので、里親委託は不活発である。里親会は会員相互の情報が伝わりにくいので、全域を4つに分けて交流会を開催している。そこで、互いに知り合ってピアカウンセリングを行っている。

・全体としての活動活性化が課題の様に思えた。当事者組織としての活動は限界があり、事務局員の専任化を図り、事業の展開や里親の個別対応などを充実していくことが今後求められて

いるようである。

3 児童相談所

- ・担当者は、里親業務以外に3人のCWのSV(係長)であり、里親業務は2割くらいである。
- ・もともと行政職であり、担当者としてのこれまでの業務経験や個人的努力で専門性を補っている。ただ、里親業務も地域の相談業務との関わりから、後回しにならざるを得ないこともある。里親業務全体の進行管理で手一杯の状況である。
- ・このため、里親支援や不調の予防的な関わりは、支援機関にまかせざるを得ない。
- ・現在の仕組み(全体会議、月一回の実務者会議)が重要である、個別の里親の状況が分かるので、問題が起こる前に対応が可能となっている。
- ・今後取り組むことは、里親のアセスメント、過去のアセスメントの状況が変わっているのと、今の委託には役立たないので、再度のアセスメントが必要。このため、今は研修などの積極的に参加している里親しか委託はしないと基準を厳しくしている。登録には、もっと厳格にする必要がある。未委託里親にも委託できるのは現状では1、2割くらいではないか。
- ・里親委託には児童相談所として積極的に取り組んでいる。特に、仕組みづくりに力を発揮していることがうかがわれた。一方で、忙しさと継続して関わるのが専門職でないため、難しいことがあり、支援機関の協力が欠かせない。

特徴

全体に、滋賀県は施設が少ないのとファミリーホームでの委託が半数を占めている。また、里親支援機関は里子に焦点を当てた支援活動に成果を発揮している。例えば、里子同士の交流を支援(女子会、レクリエーションの実施など)を行い、未然に里親子の不調を防止(里親に言えないことを聞き取る)できる。しかし、里親からは親が知らないことを支援機関が知っていると思われることもある。施設職員としてケアの専門性を発揮できている。

認定登録後、委託して初めて里親と出会うことから、やりにくさもあり、アセスメントからかかわることで、関係がよりスムーズに信頼を勝ち取ることができるのではないかと

児童相談所と支援機関との役割分担については、児童相談所は里親推進へのマネジメント力を発揮している。制度管理も児童相談所が主に担っている。児童相談所の重要な業務は連絡会議の開催と進行管理。例えば、審議会の開催、アセスメント、認定登録業務、広報啓発など。相談所の里親担当は兼任で業務の2割くらいが里親業務である。このため、支援業務は支援機関に任せている。児相は忙しくて、手が回らない。月1回の実務者会議を丁寧に行い情報共有を密にしている。受講しない里親は委託しないくらいの厳しさで、未委託里親には研修の受講を義務付けている。

2 静岡市調査

1 児童相談所調査（平成 27 年 2 月 23 日 静岡市児童相談所）

●静岡市の里親等委託率など

平成 25 年度 38.8%

里親稼働率 52.9%（平成 27 年 2 月 1 日時点、一時保護や週末里親で活動している里親を除く）

●里親委託候補児童について

・里親委託候補児童について里親家庭支援センター（以下、「センター」）に説明、その後センターが里親に打診、両方で里親にケース説明。乳幼児の候補児童の 7～8 割は里親委託している。

●センターに事業委託の効果

・マッチングや研修の充実

2 里親支援機関調査

（平成 27 年 2 月 23 日 静岡市里親家庭支援センター～平成 25 年 4 月設立）

●体制

事務局長、職員 2 名、アルバイト 1 名。

●設立の背景

・静岡市児童相談所は以前より里親委託に熱心で、里親会とともに里親委託に取り組んでいた。
・里親宅でサロンを開いたり、里親を相談役にする制度（委嘱し、謝礼を支払う）に取り組んでいた。

・開拓から支援まで一貫して行う必要性あり、静岡市の行政改革とともに取り組み、設立された。

●里親委託推進のための三本柱（「啓発」「研修」「相談・支援」）

○「啓発」

・認定について～養子里親を希望した里親に、養子前提の児童の紹介が少ないため、養育里親と両方の登録について話をする。諮問にあたっては、社会的養護や里親制度の理解を確認する。
※認定までの流れ：センターが調査→児童相談所と協議→希望者に再調査→児童相談所長の意見を付して諮問

・未委託里親への取組～長期間未委託の里親は数組（高齢、希望と候補児童のニーズがあわない等が理由）。

センターから里親サロンや研修等に誘い、委託につながるよう関わりを持つ。

○「研修」

・里親と必要性の高い研修を考えている。1 年に 10 回開催。親子で参加できる研修を中心に行う。保育実施。

内容によって受ける里親を指定し、受講状況をチェック。受講しない人には連絡し次回の研修をすすめる。

・乳児の受託前に乳児院での実習等を行う。出産病院から専門里親宅に委託、専門里親宅に新しい養育里親が通って実習し委託変更する方法もとっている。委託変更後も専門里親が養育の支援（実家的な支援）を行う。

○「相談・支援」

・家庭状況に応じてセンター職員、児童相談所職員、里親相談員が訪問。センターの支援として「里親委託ガイドライン」の基準は満たしている。

・里親サロン～代表里親宅にて年 9 回開催。新規の里親の参加促進と積極的な里親同士のレス

バイト。

- ・里親相談員訪問支援事業～2人1組で里親宅に家庭訪問（生活が落ち着いている家庭）、養育相談。年10回の研修を行う。現在10人の里親に委嘱、謝金を支払う。
- ・自立相談援助事業～措置解除後の里子に関する各種相談援助や支援。就職活動への同行等に謝金を支払う。
- ・施設と里親の懇談会～意見交換会や交流、里親がお散歩ボランティア、だっこボランティアで施設に関わる。
- ・ちびっこサロン～乳幼児の里親や養親が子連れで集う。

◇児童相談所との連携

- ・里親の選定や支援検討に参加、支援計画や変更を一緒に検討。
- ・実親の面会の際には、子どもの送迎、実親に様子を伝える等の面会、実親への支援も行う。
- ・職員が、元児童相談所で勤務していたことや同じ建物内にセンターがあることが連携しやすい理由。

●里親の声

- ・センターには、自分達をわかってくれる人がいると感じている。
- ・児童相談所は子どもにも何回も会ってくれる。児童相談所は忙しいし、センターにわからないことを聞く。
- ・里親会は横のつながりを作ることを目的に活動している。行事はベテラン里親が未委託の里親と一緒に計画。

次の世代の里親を育てることを意識している。子どもたちも参加するよう工夫している。

●不調が少ない理由

- ・研修の充実と、児童相談所（児童へのケア、里親家庭での生活に課題が起きた時の重点的な支援）と里親支援機関（里親が何でも話せる、児童相談所とは違う立場で支援・指導）の役割分担による支援

特徴

里親支援機関が充実した活動をしている。特に普及啓発・相談支援・研修の3本柱を大切に活動。また、リクルートからアセスメント、認定登録、相談支援と一貫した支援ができています。強みは、ベテランの里親（7名）が訪問支援や里親サロンで里親支援を行うことで里親委託が安心して進んでいる。

里親支援機関と児童相談所との信頼関係が強い。同じ場所にあって、すぐに顔を見れることも大きい。支援機関の職員はベテランで信頼されている。マッチングも支援機関が大きな力を発揮、情報はすべて共有されている。但し、支援機関が児童相談所より経験が長いいため児童相談所のチェックなどが幾分か弱くなっている

3 和歌山県 里親支援機関調査

里親支援機関調査（平成 27 年 3 月 23 日 和歌山県里親支援機関 なでしこ）

●体制

センター長（乳児院長兼務）、職員 2 名（現在 1 名）

職員への S V：週 1 回外部の心理士に依頼

●設立の背景

緊急雇用の補助金（2 年間）で設立。3 年前に実績が認められ、県の里親支援機関として事業を受託し現在に至る。

●登録の状況

登録数：92 世帯 委託里親数：32 世帯 子ども：61 人

ファミリーホーム 3 か所

養子を希望していても養育として登録し、委託の際には、養子と養育を分けている。

委託率が 5 年で倍になった。

●事業内容

○「啓発」

・相談会

和歌山県から、各市に協力依頼を出してもらい、9 市（和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市）で月 2 回、里親相談会を実施。各市の広報誌に掲載をしてもらっている。また、市によっては近くの町からも参加者があった。

・チラシを作成し、各市に啓発を依頼。

・講演会等の実施

○「研修」

・相談会の参加者や問合せがあった参加者に対し、研修の受講の意思を確認した後、研修案内を送付。

・年 10 回なでしこ研修を実施している。研修の案内は、里親さんの個々のニーズに合わせて送っている。対象は、里親と施設職員。

・基礎研修、認定前研修を年 2 回実施。今年度から、紀南地域でも 1 回実施した。

・研修に関しては、県のこども未来課と相談しながら進めている。

○「相談・支援」

- ・愚痴を言える関係、日常的な関わりができるような関係をめざしている。
- ・児相と連携しながら家庭訪問を実施。
- ・月1回の通信で、伝言を記入できるようにし、一言でもメッセージを記入するよう工夫している。
- ・年1回以上、未委託里親の訪問も実施している。
- ・高齢児の支援は難しいが、不調は少ない。
- ・乳児院の心理士や同じ法人内の医療機関の小児科医や精神科医とも連携している。

○週末里親事業「なでしこセカンドファミリー」

○里親会事務局

◇児童相談所との連携

- ・連絡調整会議：県・センター、専門相談員 月1回、紀南児相 2ヵ月に1回
- ・里親委託前の会議：乳幼児の委託には、必ず、関係者会議（センター、地域の保健師、保育所など）、里親応援会議（関係者会議参加者+里親）を実施している。
- ・里親についての情報は、児童相談所へ連絡するようにしている。
- ・家庭訪問は、連携しながら交互に行くようにしている。
- ・マッチングの際には、なでしこが持っている里親の情報を提供している。
- ・子どもの養育計画をもらい、なでしこが保管する里親ファイルに保存している。

5 海外調査

オーストラリア調査研究についての報告

1. 州ごとの違い

本研究では、クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州の3州にわたり政府機関及び民間機関へのインタビューを実施した。

3州における大きな違いについては、政府機関が子どものケースマネジメントをしている、民間団体が子どものケースマネジメントを政府から業務委託している、という部分である。

2. 全体総括

里親支援を民間に委託し、子どものケースマネジメントを民間に委ねつつある背景には、政府機関における里親支援が十分ではないとの調査に基づいているとの報告が各州のインタビューから聞かれた。また、民間機関を活用する方が子どもの最善の利益に近づくとの見方からである。政府機関には、2州訪問をしたが、特にこれから民間に全部を委託しようとしているニューサウスウェールズ州の政府機関では、子ども保護が仕事の多くを占めて、里親の支援が十分ではないということから、法で決められた政府機関が責任を負う以外の仕事を完全に民間委託にすることを決め、現在移行中であるとの話があった。

オーストラリアでは、子どもが里親家庭を転々とするのが課題となっている。里親家庭が子どもを養育する上でのサポートがこれまで十分ではなかったとの話があった。複数の措置変更が子どもに与える影響は深刻であることも調査で明らかになっている。そういったことから、柔軟に対応できる民間への委託を決めたということが多い。政府機関の懸念としては、民間が十分に子どものケアができる里親を確保できていないという事や団体によって能力のバラつきがあるので、全て民間委託には踏み切れないといった意見もあった。3州では、ピークボディが存在し、政府の政策に対して里親や経験者、支援する立場からも声を上げることができることができ、現場と制度の差をできるだけ埋めるような取り組みがなされていた。里親へのリクルートの課題も多く、子どもに委託する里親家庭が十分ではない状況が窺えた。また、キンシップケアについては州によっても違いはあるが、日本と捉え方が大きく異なっており、親族だけではなく子どもにとって近い存在の大人が里親になるというのも興味深かった。

I. クイーンズランド州

1. Department of Communities, Child Safety and Disability Services

(1) 内容

民間団体の認可は、政府が行っており、ライセンスが必要になっている。里親になるには、政府へ直接登録するか、民間団体がリクルートし、そのまま民間団体の所属の里親になるかの二通りがあり、割合は、30%が政府、70%が民間に所属している。

里親の認定は州政府が行っている。ケースマネジメント、調査、里親認定等を2017年～2018年に100%民間へ委託することが決まっている。

これまでも民間へ委託することの議論が何度かあった。また、民間団体から子どものケースマネジメントも行いたいとの声が上がっていた。

現在、キンシップケアについては、政府機関が調査をし、委託を検討している。不調ケースに関しては、政府が調査をし、他の家庭への委託が必要であれば民間団体と相談しながら委託先を決定する。原因が里親への支援不足であるなら、支援を充実させるようにし、子どもを移さないこともある。

QLDでは、里親宅を転々とするのが重大な課題となっている。現実には子どもによっては、何度も家庭が変わることがある。アタッチメントの問題や子どもの問題行動につながる。

キンシップケアに関しては、州をまたいで委託することがある。子どもが居住する州が責任をもつことになるが、できるだけ管轄内で収めたいという思いがある。

ステイツメントコミッションというものがあり、里親会、民間団体（里親支援機関）、当事者団体（クリエイト）の各々の代表団体があり、それをピークボディと呼んでいる。そのピークボディと政府が「政策」に関して任意で契約している。例えば、保護が必要な12才未満の子どもは家庭に送るべきである。ただし、きょうだいが多い場合は一緒に里親家庭にいけるとは限らないなど。

政府としては、一般にわかりやすい里親に関するハンドブックを作成している。キンシップケアやインテンシブケアについて、プログラムごとに説明した書類もある。

民間への事業委託費については、委託する事業の内容によって費用の額が異なる。例えば、リクルートからアセスメント、サポートをどの範囲まで行うか、また、期待されるパフォーマンスによっても異なる。

これまでの予算の付け方は、泊についてだったが、これからは、子どもの発達状況や健康状態、教育などの視点を含めたサービスの質を評価に入れていくことが考えられている。将来的

には、キンシップを強化し、里親の委託に関することは民間団体へ委託していく。また、困難ケースの受け入れができる里親のトレーニングなども民間団体がしていく。

2013-2014年の統計

- ・委託している子ども8,631人
- ・認定されている里親4,833人
- ・里親約87%（内、キンシップケア38%、養育里親48%）

政府のSWがもっているケース数は、1対20ケース。保護する前にまず家庭をサポートすることで、ケース数を減らしていきたいと考えている。

1999年 Child protection Act（法律）の中には、具体的な基準、フォスターケアに関する基準、委託に関するものが全て書かれている。

Child protection Act には、子どもの委託を考える時には、親と生活できなくなった子どもの次の場所を考える時にはまず Kin（親族）へというのも規定されている。

オーストラリアのユニークなところは、アボリジナルの方々がいるため、アボリジナルとの関係、コミュニティとの関係やケアの基準も規定されている。他には、ケアする側の基準里親やグループホームでのケアの基準が規定されている。Charter of rights 子どもの権利憲章では、ケアにいる子どもにどういう権利があるかという事や里親をする側への規制や許可、システムの規制、ライセンスについても記載されている。

ケアする側は、政府が認可する。ライセンスは、政府が民間支援機関に出している。政府からの認可がないと里親へは委託ができない。現在、個々に里親に対して認可をだしているのに、民間支援機関にもライセンスを出していることについて必要ないのではとの議論になっている。民間支援機関がライセンスをもっている、誰にでも預けていいという事ではなく、政府の認可がある里親に委託ができる。リクルート、アセスメント、トレーニングをし、政府が結果を見て許可を出す。リクルートからトレーニングまでを民間団体で受けている里親希望者は70%、政府が直接提供しているのは30%になっている。

2013年の中頃 Commission of inquiry（調査委員会）で政府が直接提供している30%の人を民間に全部委託しようという事になった。政府がするのは、認可、調査、ケースマネジメントの最終責任と絞り、後は民間支援機関にまかせようという事が決定し、予算もついている。2017年～2019年には30%の部分を民間支援機関に移行し、民間支援機関がリクルート、トレーニング、サポート等をする事になる。マッチングは、民間支援機関がする。

調査委員会は、2018年に見直しがある。これまで、民間がどこまでするかという議論はおきている。ケースマネジメントもやりたいという民間団体もある。どこまで民間団体に能力があるかをみながら、5年後にどうするか。場合によっては、ケースマネジメントが民間団体に

いく可能性もある。認可に関しては、まだ議論になっていないが、民間団体の中にはそれかもしれないと言っているところもある。

認可に関しては、どのレベルの里親に関わらず政府がすべきだという方向性がある。しかし、kin ship careに関しては、色々な親族がいる為どれが適切かを政府が法的に調査することになっている。将来的には、親族を政府が調べ、具体的に入り込んで調査するのは民間団体にまかせるという議論がある。ただ、実際に、法的に変えられるような状況にはなっていない。不調の場合、まず政府の機関がケアの基準に従い調査をする、必要であれば別の里親へ委託するが、他に良い里親家庭がないかなど、里親を良く知っている民間団体と相談しながら決めるが、最終的な委託の責任は政府が持っている。さらに、ケアの基準だけでなく、まずサポートがちゃんとできていたかや里親の状況がどうだったのかをきちんと理解したうえですすめる。サポートが不十分だった場合には、サポートを提供することで子どもをそのまま留めておくこともある。

子どもによっては、何度も里親等を転々とする子がいる。安定的な里親家庭で生活することはとても大事だと言われている。特にアタッチメントの議論でも、安定性はとても大事と言われているが実際には、何カ所も里親家庭を経験する子どもがおり、変わるたびに自分は拒否されたと思ってしまう。里親家庭へ預ける程子どもの状況が悪くなっていくというシステムの弊害もある。とても重大な課題で、いかに安定的な委託をするかが重要。

キンシップケアに関しては、州をまたいで委託することがある。子どもが居住する州が責任をもつことになるが、できるだけ管轄内で収めたいという思いがある。

法律には書かれていないが、実際に行われている物の1つに statement of commitment というものがあり、里親会 (FCQ)、民間団体 (里親支援機関)、当事者団体 (クリエイト)、クイーンズランドからパプアニューギニアまでの諸島に住んでいる団体 (QATSICPP) の4つの代表団体があり、それを Peak body (ピークボディ) と呼んでいる。そのピークボディと政府が「政策」に関して同意書にサインをする。各団体が負っている責任に対してコミットしている。任意で契約している。政策に関しては、Web に全て載っているが、基本としては、保護が必要な12才未満の子どもは「家庭」に送るべきである。ただし、きょうだいが多い場合は一緒に里親家庭にいけるとは限りらない。例えば、QLD 北部では、きょうだい7人や9人等と多い。

政府としては、一般にわかりやすい里親に関するハンドブックを作成している。キンシップケアやインテンシブケアについて、プログラムごとに説明した書類もある。

民間への事業委託費については、委託する事業の内容によって費用の額が異なる。例えば、リクルートからアセスメント、サポートをどの範囲まで行うか、また、期待されるパフォーマンスによっても異なる。

これまでの予算の付け方は、泊についてだったが、これからは、子どもの発達状況や健康状態、教育などの視点を含めたサービスの質を評価に入れていくことが考えられている。将来的には、キンシップを強化し、里親の委託に関することは民間団体へ委託していく。また、困難ケースの受け入れができる里親のトレーニングなども民間団体がしていく。

政府のSWがもっているケース数は、1対20ケース。保護する前にまず家庭をサポートすることで、ケース数を減らしていきたいと考えている。

難しいケースをグループホームでみているが、とてもお金がかかる。里親は、難しい子どもたちを家庭に迎え入れ、仕事として養育する事が予算的には軽減されるという考えもある。里親が子どもを育てたいという思う動機と「仕事にする」がぶつかってしまう。相対立するととらえてしまうところがある。お金をもらいたいからやっているのではないという意見もあり、難しいところがある。

子どもの保護 全体の86～87%が里親家庭、内38%がキンシップ、48%が養育里親

キンシップを進めていこうとしているが、リクルートの段階で、ボランティアか仕事として里親をやってもらおうか悩んでいる。民間支援団体がリクルートをする時でも里親手当の部分「少ない」といった事で、難しい時もある。里親がどんどん高齢化しているという現状があり、いかに若い人をリクルートするかも課題になっている。民間団体のなかには、営利団体と非営利団体がある。

Kin ship とは、血族に限らない。子どもにとってこの大人といる事が安心できるし安全だという人、例えば学校の先生でもなれる。その子の里親にしかたないの、もし養育里親になりたいのであれば、他の方法になる。すでに、子どもが親族等と一緒に住んでしまっている場合は、後での承認も有りうる。また、虐待する親の親や親族に預けても大丈夫なのかといった心配の声もあるが、そうではないと色々な調査でもって証明して広く知ってもらおうとしている。ないわけではないが、先入観を払拭しようという努力はしている。親族への調査をし、公平にアセスメントし、委託を判断する。はじめから、あの親族はだめだと周囲が決めるのはよくない。

SW一人につき20ケースもっている。QLD州全体のSWは約800人。Commission of inquiry（調査委員会）では、15ケースにした方がよいと指摘されている。Child protection center 49か所ある。ケースを減らすかSWを増やすかになるが、州政府としてはできるだけ子どもを家庭から離さず、在宅でのサポートをしていき、ケース数を減らそうという動きがある。

（2）まとめ

クイーンズランド州では、これから民間委託を進めていく取り組みをしているとの話が担当者からだされた。今後、子どもの発達状況やサービスの質を予算の指針にするという話がだされておられ、評価の方法を大きく変えていく動きがあると感じた。特にインテンセィブに関しては、民間団体の取り組みに期待している状況が見られた。今後は、地域のファミリーサポートを充実させることで、予防にも力を入れていきたいとの話が聞かれた。現状としては、対応に困難を抱える子どもほど、お金がかかっている状況にあり、将来的にコストを下げていくためにも、ファミリーサポートの充実が考えられていると感じた。

2. キーアセット QLD

(1) リクルートメント

リクルートマネージャーに聞き取り

4年前に設立した民間の里親支援機関。リクルートメントは、なくてはならない重要な過程であり、続けていかないと、里親になる人がいない状態になる。里親になるためには、7回タッチポイントが必要になる。例えば、パンフレットを見る、話を聞くなど。去年は、電話を809件受け、その内里親になったのは14世帯の1.3%だった。リクルートやアセスメント、トレーニングにお金をかけるため、失敗したくないと思っている。アセスメントでは、8回の家庭訪問を実施している（最低6回と候補者について周囲の人に聞く2回）。

リクルートには、戦略を立てる必要がある。過去の統計を見ながら、地域にとって必要なリクルートの方法を考える。例えばアボリジニーの人たちのニーズを知るためには、地域の祭に参加するなど。リクルートについては、3ヶ月ごとに効果を見る。月ごとに予想も立てる。聞き取り票（45分）を完成させた後に、訪問を調整する。その時に、何で知ったかを聞くようにしている。今年のリクルートの目標は16人だったが、現時点で14人。3年以上続いている人は、長く里親をする傾向にある。当団体では、里親はピンクダイヤモンドと言っている。貴重な存在だと認識している。里親の傾向としては、所得は少ないが部屋が十分にあり、誰かがずっと家にいる郊外に住んでいる人が多い。

広告は、同じ色に統一するなどしている。民間団体は、36ヶ所あるため、差別化を図る必要がある。マーケティングプランのスケジュールを立てている。

アセスメントについては、アセッサーが評価している。政府の基準に合わせて聞き取りをしている。はじめの問い合わせから登録までは、4～6ヶ月。トレーニング、家庭訪問、アセスメントもあるが、申請する側の考える時間が必要であるので、一定の期間をかけるようにしている。アセスメントを経てから登録までに、28%は落ちる。申請からアセスメントまでは、40%は落ちる。里親家庭では、緊急保護の里親であってもウエルカムブックを作っている。

(2) キーアセット QLD の活動内容

ディレクターに聞き取り

児童虐待の通告後、里親家庭で生活している子どもの内約50%がアボリジニーの子ども達である。キーアセットでは、KDA (Key Developmental Assets) という子どもの発達の指針をもとに養育をしてもらうようにしている。児童虐待では、行動と子どもへの影響の2つの構造でみるようにしている。州政府の予算は、子どもの養護に11億4千万AUドル、里親には20億AUドル、ファミリーサポートに約3億AUドルが使われている。今後は、予防にお金を掛ける必要があると言われていた。

AU全域で、社会的養護の数は40,549（1年）QLD州では、8,136人。

アボリジニーの人たちが社会的養護の中に多いのは、歴史的な背景がある。アイデンティティを失ってきた人たち。Lost generation「生き方」を失ってきた人たち。

様々な文化背景の子どもたちにあつた里親を探すためには、リクルートを工夫しなければならない。難民のイベントにも参加している。民間団体には、リクルートする区域が決まっている。他には、他の団体と協働しながら、社会的養護の子どものためのソーシャルスキルが見られるアプリを作り、携帯電話からダウンロードできるようにしている。また、里親家庭の実子のための支援や母の日には里母にマッサージ券のプレゼントもしている。キーアセットには、ユーザーが配置されており、子どもが休暇中にキャンプなどを提供している。民間団体としては、州政府の監査が1年に1回あり、基準等を満たせばライセンスを得ることができる。

子どもの状況により委託の金額が変わる。子どものニーズが最も高いレベル順では、Residential(Therapeutic) 2-6人の規模で全体の15%、Extreme Foster care 5%、Intensive Foster care (High-Low)15-20%、General Foster care or Kinship care 60%。

里親には、1週間に1回子どものことについてKDAをベースに報告書を書いてもらうが、インターネットのアプリで作成し、提出できるようにもなっている。

里親のあるべき姿については、子どもの経験をチームの中でサポートできる状態。具体的な方法と評価が必要になってくる。月1回SWが里親をSVしている。現在、社会的養護に対しての考え方は、Social Return On Investmentで株の投資からきている考え方。社会に貢献し税金を還元させているかを見る。犯罪者になると一人当たり15万AUD政府として損失することになる。制度を10年後、20年後と将来を見据えて作成することが必要。

アセスメントを終了した後、一人で決めるのではなくパネルで決める。その委員もしている。メンバーは、ディレクター、SWマネージャー、第三者が3名（養子・養育里親機関で25年働いているSW、マオリ族の人等文化民族の違う人たち、若者でかつて里親家庭で暮らした経験があり今は独立している女性、里親で生活するという観点から色々な物を見ることができる）。

オーストラリアの中でQLD州とNSW州のみが、民間団体が里親を許可することができない。民間団体としては、リクルート、トレーニング、アセスメントまでしているのに、承認ができないので、フラストレーションがある。政府は民間団体を信用していないと思われる。政府としても、民間団体の質が異なるため一律にすることができないという事情もある。

リクルートメントは、なくてはならない重要な工程であり、続けていかないと、里親になる人がいない状態になる。今、リクルートをやめてしまうと18か月後には、顕著に影響がでてくる。なぜなら、実際に里親になりたいと電話してくるまでには、タッチポイント（パンフレットを見る、話を聞くなどのふれる機会）が7回ないと、電話してこない。タッチポイントにふれるように努力しないといけない。

初めに電話をうける担当者は、デートをするイメージで対応する。好意的な話し方や親しくなるようにふるまう、「付き合っていく」という気持ちで対応している。これまで、問合せの電話やメールを809件受け、その内里親になったのは14世帯の1.3%だった。作業は大

変だが、成果は少ない。里親になるには、ボランティアの部分が大きく、これから茨の道を歩むことになるかもしれない仕事。里親がどういう事かをオープンにし、具体的なサポートを伝えておく。1里親家庭を見つけるのに、人件費や広告費、アセスメント、トレーニング、審査部会などで1万3千ドル費やす。1世帯のアセスメントについて3千ドルかかる。リクルートやアセスメント、トレーニングにお金をかけるため、失敗したくないと思っている。SWの立場からは、費用のことは考えたくないが実際に費用がかかるので、無駄にたくない。ビジネスな側面も考えないといけない。アドバイザーは、実際に家庭訪問にいき聴き取りをする。アセスメントでは、8回の家庭訪問を実施している（最低6回と候補者について周囲の人に聞く2回）。他に里親と子どもをマッチングする仕事もしている。

リクルートには、マーケティングの戦略を立てる必要がある。

今後どれぐらいの里親家庭の需要があるか予想を立てる。QLDの中でもどの地域に需要があるかや新しいプログラムの導入なども考える。過去の統計を見ながら、地域にとって必要なリクルートの方法を考える。リクルートが成功した理由なども調べ、どこにお金を投入するかの戦略も立てる。

文化の違う子どもたち例えばアボリジニーの人たちにどれぐらいのサポートが必要か等のニーズを知るためには、地域の祭に参加するなど。SWATという自分たちの強み、弱み、機会、他との競争なども分析していく。

若すぎる（25歳以下）かとても高齢の人を除く様々な人を対象にリクルートしている。高齢については、年齢で判断せず状況によって内部で判断している。組織の役割や位置についても確認している。

リクルートについては、3ヶ月ごとに効果を見る。マーケティングが3ヵ月になっているので、評価も3ヶ月ごとにするようになっている。地域ごとに、何を見て知ったか等を調査し、地域ごとにリクルートの方法を変える。問合せの中では、電話対応担当者が家庭訪問を決める。過去15年の実績と本社で計算した数字をもとに月ごとに予想も立てる。聞き取り票（平均45分）を完成させた後に、訪問を調整する。その時に、何で知ったかを聞くようにしている。

今年のリクルートの目標は16人だったが、現時点で14人。辞める人も考慮しながらリクルートの目標を立てる必要がある。

今年は、5世帯辞めた。FCQの調査では、3年前は400人いたが、401人やめている。2年前になぜ辞めるか調査をした。多くの理由は、Department of Communities, Child Safetyと十分に連携がとれない、里親としての敬意がなく上から目線に感じる等。QLD州では、3年で里親が入れ替わる状態。3年以上続いている人は、長く里親をする傾向にある。当団体では、里親はピンクダイヤモンドと言っている。貴重な存在だと認識している。

リクルートでは様々な所に広告を出している。

これまで成功した地域を対象に5000世帯ヘリーフレットをポスティングしている。里親の傾向として統計的にみると、所得は少ないが部屋に十分な余裕があり、誰かがずっと家にいる郊外に住んでいる人が多い。所得が少ない人にとっては、里親委託の費用が家計にも影響を

与えている。都市に住んでいると家賃等が高く、夫婦が共働きになり、家も狭い傾向にある。子どもを育てた経験のある人の方が対象としては良いが、育てた経験のない人にもリクルートをしている。同性のカップルの場合は、互いに子育てについて学びたいという思いがある。子どもを育てた経験があっても他の子どもを育てるのとは異なる、「自分は経験があるから大丈夫」という人よりも、もっと学びたいという思いが強いところにターゲットを絞っていく。

広告は、同じ色に統一するなどしている。

電車やショッピングモールなどにも広告を出している。インターネットで里親を検索した時には、上位に表示されるようにしている。民間団体は、36ヶ所あるため、差別化を図る必要がある。マーケティングプランのスケジュールを立てている。ラジオ週1回3ヵ月間連続して広告を出すと1万3千ドルの費用がかかる。

インターク後、希望者も団体も合意がえられたら申請書を出してもらう。トレーニングは希望者に応じて考え、政府の基準に満たせる内容を提供している。アセスメントについては、外部から雇ったアセッサーが評価している。内部の人がアセスメントすると、忙しさの状況により、十分に出来たりできなかつたりすることがある。アセッサーは、SWの資格がある人へ面接をする。最低5年以上の児童養護での経験、前回の評価の能力を見て決める。政府の基準に合わせて聞き取りをしている。

はじめの問い合わせから登録までは、4～6ヶ月。

トレーニング、家庭訪問、アセスメントもあるが、申請する側の考える時間が必要であるので、一定の期間をかけるようにしている。アセスメントを経てから登録までに、28%は落ちる。申請からアセスメントまでは、40%は落ちる。審査会で落ちる理由としては、犯罪歴や医者からの報告が本人の報告と異なっている場合もある。健康については、気になる人に対して医者から意見を聞く。全希望者に3人の人から希望者の情報を聞く。1人は、希望者が決められる。仕事ぶりについても聞く。実子が通っている学校やペットの扱い方、実子からも聴き取る。共同親権を持っている別居している元夫や妻にも聴き取る。プロセスが細かくあるので、これを通過したら間違いないという自信がある。

里親家庭では、緊急保護の里親であってもウエルカムブックを作っている。子どもの不安を軽減させるために用意している。

(2) まとめ

キアセットQLDに所属している里親は、特にインテンシブが多く、里親家庭の支援も充実させていた。また、インセンティブの子どもを受け入れてくれる里親を育てるためにも、トレーニングやアセスメントに力を入れている事が窺われた。リクルートでは、費用を使い、幅広く広告を行っていた。年間計画を立て、過去のデータから月別のリクルート人数の予測を出し、できるだけ効率よくリクルートがされていた。子どものニーズに、里親数が足りていない

事などもあげられ、リクルートをし続ける事の重要性を特に話されていた。里親家庭へは、トレーニングだけでなく、実子や里母への支援等幅広く提供されていた。

3. FCQ (Foster Care QLD)

(1) 活動内容

政府からの援助を受けている里親団体。里親をしている人のための活動をしている団体。QLD州では里親の為にピークボディ。

里親のためのアドボカシーや個別のケースマネジメントもしている。スタッフトレーニングやリクルートもしている。里親審査会では審査員として参加もしている。

リクルートに関しては、以前政府がしていたのをそのまま受託しており、電話番号も政府がしていたのをそのまま使用している。問い合わせがあると24時間以内に対応をしている。他の民間団体とはパートナーとして関わっている。里親審査会には1人参加しているが、他に政府から2人で計3人で実施している。審査会では、正しくアセスメントされているかを審議している。また、他の民間団体へアセスメントの方法などをアドバイスすることもある。審査会を経て里親登録に至る。アセスメントは質の高い里親を確保するためにも、とても重要だと考えている。

FAST 里親がサポートして欲しい内容を調査し、サポートプログラムを作った。訓練された里親が他の里親にアドバイスしたり、アドボカシーをしている。また、政府が定められた基準のトレーニングも提供されている。出張でプログラムを提供することもある。政府と民間団体の仲介の役割を果たしている。

全ての里親が、FCQに対して、アドバイス、サポート、アドボカシーを要求できる。プログラムに関しては、里親の声が反映されている。特にFCQでは複雑なケースに対応することが多い。例えば、互いに対立していたり、同じ問題が繰り返しているようなケースに対応している。また、アドボカシーとは里親を全て擁護することではなく、養育者の要求に対して、公平で公正なプロセスに参加できるように保障してもらうことをしている。QCATという政府が持っている委員会があり、里親が見直して欲しい事柄があるときに申請できるようになっている。苦情、意義申し立てができる。裁判のように互いに話し合える場になっている。内容としては、ライセンスの取り消し、子どもの引き上げ、前科がありそれを見直して欲しい場合など。QLD州では、子どもに関わる仕事をするためには、「ブルーカード」と呼ばれる安全証明書が必要となる。ブルーカードの発行のための意義申し立てなど。

里親に変わりFCQがQCATに申し立てることもできる。子どもの最善の利益を保障することがベースとなっている。申し立ては1年間で約40～50件。現在抱えているのは、13件。裁判では7割が負け、3割が調停で同意する。

トレーニングは、州全域に提供している。目的は、養育者がエンパワメントされ、質の向上を図る。

政府が政策を変更するときには、必ず FCQ に相談することになっている。

Exit Interview Program という里親を辞める時のプログラムも提供している。里親をやめた人からの情報も必要だということで、開始した。里親を辞めていく人へのインタビューをしている。政府から紹介されてくるか自分からくるからの両方がある。年に 1 回報告を政府にしている。政府にとっては、現場を知るよいデータとなっている。

ピークボディは、政府に対して交渉している団体。里親支援の民間団体やケアリーバーのための当事者団体などもピークボディがある。

(2) まとめ

日本の全国里親会とは異なる組織形態をした、里親団体。ピークボディとして、里親へのアドボカシーをする重要な団体であると感じた。衝突が起きた時には、政府と里親の仲介的な役割をする組織となっている。里親を辞める時の聴き取り等を調査することで、今後の里親支援に活かすという所がとても必要であると感じた。里親にも認知されており、所属している民間団体と上手くいかないときなども相談があるとの話がきかれた。委託している政府機関と衝突した場合などに、公平な立場で物事を判断できる場所がある事は、とても良いと感じた。また、それをサポートする団体があることで、里親からも不満を言いやすくなっている現状にあると感じた。

4. Create Foundation

コミュニティファシリテーターに聞き取り

(1) 設立

4 人のユースがはじめた。自分たちの声をきいてくれない不満を話し合っていた。オーストラリアでは、クリエイトファンデーションだけが当事者のアドボカシーをしており、対象年齢は、0 歳から 25 歳までになっている。コネクト・エンパワー・チェンジを合言葉に活動している。

(2) 内容

現在スタッフは、4 人で全てのことをしている。当事者アドボカシー団体のピークボディをしている。社会的養護を受けている子どもの声をまとめ政府に伝えている。子どもたちとは、直

接話したり、小グループでコンサルタントしている。政府の職員へのトレーニングも実施している。ユースワーカーは、レジデンシャルホームのスタッフにトレーニングすることもある。

クイーンズランド州では、現在21歳までケアを受けられることになっている。現在25歳まで要求している。

クリエイトがしている活動の中身としては、ケアに入るためのサポートとして、ケアについての情報を渡している。また、ケアにいる子ども同士や地域とつながれるようなサポートもしている。エンパワメントとしては、自分たちの意見を聞いてもらえることが重要だという視点から、政府職員とのミーティングを開催し、ユースがプレゼンテーションをしている。政治家や官僚と話をすることで、ユース自身の自信につながる。実際に、ユースが政府に訴えることで、制度が変わった。

メンタルヘルスサービスの相談も受けている。職員へは、ユースや子どもとの関わり方について伝えることもある。ユースへは、犯罪者やホームレスにならないためのライフスキルを提供している。スタッフ以外にも、かつてケアにいたユースにも働いてもらっている。当団体の使命は、Creating a better life for children and youth. ビジョンは、ケアにいる全ての子どものポテンシャルを高める。主要なプログラムとしては、クリスマス会に300人の子ども・ユースがあつまり、BBQをしている。里親と子どもと一緒に参加できる。里親も互いに話せる機会がある。里親と当団体の交流も大切にしている。

エンパワープログラムとしては、スピークアッププログラムを年6～7回（1回3日間）実施し、14才以上のユースを対象にしている。パブリックスピーキングスキルやアドボカシースキル、制度について学ぶ。自分の個人的な経験を武器に制度を変えようと強調して伝えている。このプログラムを終了すると仕事として当団体の活動をできる。おとなになった時の自分を想像してもらおうようにしている。

Change programs では、Voices in Action でメンバーが出かけていき、子どもと話す機会を持っている。地域の政府機関に行き、子どもの声を話し、状況を知ってもらうようにしている。1カ月に1回事務所に集まって今起きている問題などについて話しあうグループも作っている。年に1回300～400人のワーカー、ユース、里親が3日間集まって会議をしている。ユースの中には、アボリジニーの人たちが入っているが、割合は少ない為つながりを作るのが課題。ユース全員がつながっているわけではない、知らされていないユースもいるのが現状。全州に活動が広がったのは、各州に周って良さを伝えてきた。スタッフ4人とユース20～25人が活動をサポートしている。

(3) まとめ

社会的養護の当事者にとっては、とても重要な団体であると感じた。当事者が声を政策に届ける活動をしていること、またアドボカシーをしている事などとても興味深い取り組みである。

様々な当事者向けプログラムが提供されている。社会的養護経験者が声を上げていくプログラムやエンパワメントを視点に入れたプログラムの構成等、組織としても信頼性の高い団体であると思う。また、全州に事務所が設置されていることから、オーストラリアにおいては、ケアにいる子どもたちの声が重視されている環境にあると感じた。

II. ニューサウスウェールズ州

5年前に公的から民間へ里親制度の移行を決定した。決定については、子どもの利益や成果についてエビデンスベースに基づいて調査を行ったり、民間団体の中でも経験のある人からの聴き取り、他の調査、子どもの成長と結果をみる等し、様々な調査結果や意見を勘案して決定された経緯がある。民間団体は入札によって決定され、3年に1回は再契約を結ぶ。子どもの決定事項で法的な部分を除く、ケースマネジメント（実親との面会等も含む）は全て民間団体へ権限を委譲する。子どもの委託先については、政府が決定し、不調等により委託先を変更する場合は政府へ報告する。里親手当や必要なお金に関して、民間団体が抱えている里親に関しては、民間団体に一括して支払い、団体から里親へ支払われている。子どもの委託レベルが6段階あり、子どものニーズによって段階が決められ、支払われる額も異なっている。

1. Creating Links

(1) 設立

設立して、25年。里親支援を始めたのは、1年半前。主に、ファミリーサポートや障がい者支援、緊急支援、子どもの登校前、放課後のケア（学童保育）と夏休みの学童のサポートをしていた。

(2) 活動内容

ファミリーサポートをこれまでしてきた。子どもが生まれる前の妊娠中や生後すぐから色々な子育ての場面をサポートしている。

現在は、子どもが里親家庭から実親の家庭へ戻ってからのファミリーサポートもしている。

活動の対象者の75%は、オーストラリア以外の移民で東南アジアや難民の人たちもサービスを提供している。当団体がある地域は、バンクスタウンといい移民が多い。2言語を話せる人も多く、多言語でのサービスを提供している。

当団体の登録里親は、30世帯（内10世帯がキンシップケア）50人の子どもを抱えている。内60%は、イスラム教を信仰する国（レバノン、トルコ、イラン）からの移民の子どもたち。

職員は、5人のケースワーカーでケース数は1対1.2人、アセスメントもしている。他に、リクルートとアセスメントをするワーカーが1人。

里親家庭の子どもへの支援は、学校や病院と連携したり、2週間に1回、最低月1回家庭訪問をしている。また、すべての子どもと2週間に1回、担当ワーカーと1対1で話す機会をもっている。

里親希望の問合せがあってから承認まで4～6ヵ月かかる。里親希望者は、アセスメントとトレーニングを受ける。地域の状況もあり、アラビア語を話す人が多いため、トレーニングをアラビア語でもやっている。子どもにとってのより良いケアプランは、文化的な背景を重視したケアプランを立てること。同じ文化背景をもった子どもと里親をマッチできる環境にある。里親希望者や利用者が多言語を扱っていることを知っているため、相談に訪れることも多い。扱っている言語は、マレーシア、アラビック、トルコ語、インドネシア語、ベトナム語、インド（ヒンズー語）。

里親へのプログラムはキンシップも含むが、キンシップケアの中には、外部からのサポートを必要としていない、関わって欲しくないという思いの人もいて難しさを感じている。

NSW州では、コートオーダーについての変更が1ヵ月前にあり、ガーディアンシップが取り入れられた。キンシップケアではないため、里親ではなく、支援機関も関わらない。

今後ガーディアンシップが増えていくのではないかと予想される。当団体が決めている里親家庭における子どもの委託数は、3人まで。きょうだいケースだと、4人まで。きょうだいではない子どもは複数で委託しない事や里親家庭の実子より委託する子どもの年齢が低いという基準を決めている。

ペアレンティングのプログラムは3種類提供し、24時間の電話相談を5人のワーカーで担当している。

(3) まとめ

地域の特徴に合わせた設立された経緯があり、子どもの文化背景に沿った里親を開拓していくことを重要視していることが重要だと感じた。また、多言語での支援は、NSW州では多くの民間支援団体があり、その中でも民間団体としての特色を活かした団体である。

里親支援の事業は始めて間もないとのことだったが、すでに30世帯への支援が行われている事、人員配置もしっかりしている事が印象的だった。

また、地域の子育て家庭へのファミリーサポートを活かし、里親家庭から実親家庭へ戻った後の支援は、これまで培った方法がある。

2. Department of Family and Community Services

(1) 組織について

ファミリーアンドコミュニティサービス省は、州ごとで違い、子どもの保護についても州によって異なっている。NSW州では、子どもを保護し、子どもがケアに入る段階で、フォスターケアへ委託している。これまでは、政府が直接リクルートしていた省に属するコミュニティサービスケアラー（里親）を抱えていた。里親のサポートに関しては、民間団体にお金を出し、支援をしてもらっていた。

以前、政府が抱えている里親の質が保たれているか、効果について等の調査をした。政府の抱えている里親へは、危機的な状況の子どもを委託する事が多く、また里親支援に集中することが難しかった。一方民間機関では、里親支援に集中できる状況にあり、また里親家庭が上手くいっているとの結果が出された。結果をもとに、政府は、子ども保護に集中し、里親支援に関しては、民間団体にまかせようと州政府が決定した。現在は、政府が抱えている里親を民間に移行している段階であるが、民間団体により里親数や団体の能力を高めることに集中している。いずれは、民間団体が抱えている里親へ子どもを全て移行する。

州政府が子ども保護の役割について行う業務は、児童虐待の通知を受け、子どもがケアに入るかアセスメントをし、裁判所へ提出する。現在の法律では、子どもの委託に関して裁判所に書類を提出できるのは政府機関のみ。子どもを保護し、裁判所の決定が下るまでは、政府が責任を持つ。委託が決定して里親家庭へ委託が決まれば、そこからは民間団体がすることになる。子どもの親代わりは、政府の役割であると法に定められているため、パスポートの申請等は政府がすることになる。

NSW州では、民間に委託することが決まったが、委託に掛かる費用が下がることはない。

まだまだ、政府が抱えている里親が多いが、新規は民間団体が抱えている里親へ委託している。また、キンシップへの支援も重要になっている。現在は、子どもの数に対して受け入れられる民間団体の数が足りない状況にあり、政府が引き続きしている状況がある。

政府としては、特別なニーズのある子どもや文化背景のある子どもをマッチングできる里親を探している。時にオーストラリアには、様々なアボリジニーの人たちがおり、民族も異なる。そういった文化背景のある子どもは、政府が責任を持ってマッチングをしている。民間団体の基準を決めるのは、office of children's guardian という政府から独立した機関があり、そこでは政府も民間団体も同じ基準が求められている。現在政府のソーシャルワーカーが抱えている子ども数は、1対8がいいが1対15人が平均。子どもの保護については、裁判所に行くことも多い為、さらにケース数は少ない

(2) まとめ

5年前の制度移行に関しては関係者の懸念もありながらも、話し合いと調査の結果をもとに決めたという話があった。民間団体とは違ったスタンスで子どものケースマネジメントを考えていることが分かった。また、民間に移行していく過程での民間団体の質の向上についても考えられていた。政府の役割を法律に乗っ取って考え、できていない部分は、民間で成果を出している団体に移行していくという考えは、他の州でも聞かれた部分であった。

また、自分たちの責任は放棄していないというところを強調していたのがとても印象深かった。

民間への委託が財政的に軽減されるわけではない中で、決定がされた事に関しては、やはり子どもの成長を成果ベースで捉えられていることや不調ケースでの子どものダメージをかなり重要視しているのではないかと考える。また、民間団体の質の向上も伺える。しかし、数が増える中で質の担保は大きな課題ではないかと感じた。

Ⅲ. ビクトリア州

政府の基準に従い、希望者へのトレーニング、アセスメント、支援を全て民間が実施している。里親登録は、政府ではなく民間団体になるが、里親になるための審査には民間団体や有識者、里親経験者に合わせ政府機関担当者が審査委員となっている。

子どものケースマネジメントも民間団体がしている。

子どもの保護や委託に関しては、裁判所が決定を下すことになり、政府機関が責任を負うことになっている。不調ケースが起きた場合は、政府の許可を得て、民間機関が新たな里親家庭を探す。全ての子どもの状況は、政府が責任をもって把握している。

州政府は、子ども保護の仕事は、外部に委託したケースマネジメントのレポートを受ける、通告の対応、委託前までのケース対応

1. ベーリーストリート（民間機関）

（1）組織概要

設立及び経緯

1877年、社会的に影響のある仕事についてる夫の妻たちが集まり、子どもを死なせない為の慈善活動を開始した。養子縁組の斡旋をしていた。養親を探すだけでなく、看護師向けの研修や棄児を育てる等をしていた。1900年代初期からは、妊娠中の母子の支援も行っていた。1980年からオープンアダプションという生みの親が養親を決める、生みの親と子どもがコンタクトを取り続けられるような仕組みに変えた。15年前から子どもの出自を知る権利を保障するためのヘリテージプログラムを開始した。

（2）現在の活動内容

現在は、州政府が民間団体の専門的な支援の枠組みを決めた為、当団体は、養子縁組はしていない。当団体では、リクルートの際のマニュアルが作られている。政府のインテイクの様式に基づき聴き取り、団体説明、2日間以内に里親に関する資料（Kids Like These Need Families Like Yours）等をパッケージとして送る。希望者から正式な申請書を送り返してくると、家庭訪問の日程調整をしていくというプロセスが決められている。アセスメントに関しては、州政府が決めている基準に追加し、ソーシャルインテリジェンスや情緒について等不十分な部分を聞き取る工夫が行われている。トレーニングに関しては、能力に基づいたものとアセスメントに基づいたものを実施している。

審査会での里親1組につき要する時間は、30分～45分程度で、毎月1回行われている。また、更新についての見直しも審査会でやっている。

当団体の里親希望者の中から、申請し登録に至るまでの数字は17%で、これまでは5%であった。3年前に、リクルートの方法を替え、さらに質も高い物へと変えた。変更した部分としては、働いているスタッフが社会の変化を理解していく事に重点を置いた。現在の里親になりたい層（30～40歳代）は、これまでとは世代が異なる。具体的に里親として何を求められているのか具体的に教えて欲しいという世代。自分の価値観に合った民間団体を事前に調べ、アクセスしてくる。その世代にあった、対応や柔軟性がリクルートには求められている。当団体の登録里親は、45歳ぐらいの単身の養育里親が多い。世代によって家庭訪問の時間や方法を変えることもしてきた。

里親支援については、ターシャリー、セラピックケア、キンシップケア、家族支援などがある。プログラムについては、マルチカルチャープログラム、アーリーイアーズ、ELE(Early Learning is Fun)などがあり、10の言語に翻訳された冊子も作成している。また、独自に開発したセラピューティックプログラムがあり、スタッフへのトラウマ理解のトレーニングもしている。

(3) まとめ

老舗の団体でありながら、常に新たな事にチャレンジしている様子を受けた。クリスマス前ということもあり、かなり多くの寄贈品が集まっていた。地域のボランティアや学生ボランティアを募集し、仕分け作業等を行っている作業を見ることができた。地域では、チャリティ団体としても認識が持たれているのが窺えた。リクルートの方法やターゲットについてのマーケティングも行われていた。また、ビクトリア州では、インテイク時のシートやアセスメントの項目等を州政府が細かく決めており、それに民間での独自性を追加する形でリクルートから登録までのプロセスが設定されていることが分かった。今回インタビューを受けて頂いた担当者のスキルと団体が培った歴史的な部分の要素もあり、成功している団体との認識を受けた。

2. フォスターケアアソシエーションオブビクトリア

(1) 設立

1989年、里親が自分たちを代表する組織が必要との声があり、1992年に組織を設立。

政府が正式に認めたのは、2002年。設立に至った経緯は、里親個人として政府やエージェントに要望を出しても、聴いてもらえなかった。子どもたちの養育について等、政府へ声をあげていきたいとの思いを聴いてもらいたいと組織を立ち上げた。

現在、理事10人（2人弁護士、会計士、1人CEO、7人里親）。7人の里親の内2人は、メルボルン市外の里親と決めている。

(2) 内容

キンシップ以外の里親のピークボディ団体

会員数は、4500人。里親の90%はメンバーとなっている。リクルート活動等は行っていない。活動の内容としては、会員からの問合せに対応し、情報を提供している。問合せの多くは、政府や社会が提供しているプログラムをどこにいけば受けられるのかナビゲーションして欲しいというもの。ほとんどの問合せは、電話で解決する。中には、ケアの質に関わる問題（虐待を疑われた等）への対応プロセスを伝えることもある。問合せの対応以外には、里親になった後のトレーニング（里親の質をあげる補足的なもの。）を提供している。具体的には、ケアにあたって抱えている問題、民間支援団体とのコミュニケーションの仕方、政府機関との関係、子どもの行動への対応等。審査会に里親を代表する委員として参加したり、ワーキンググループに参加する事もある。また、アドボカシーの側面も強い。法律などで変えた方が良いところを政府や政治家へ働きかける、システムを変える為のアドボカシーをしている。全州が里親のピークボディーを持っている。

全国で年2～3回集まって情報交換をし、国の制度に関わることに 대해서는、連邦政府に訴えることもしている。

問合せ内容が500件の内、里親の不調に関しては、200～250件になっている。

ソーシャルワーカー3人が会員のサポートをしている。ソーシャルワーカーは、政策に精通し、手続きにも精通している人を雇っている。アドバイスをすることも多い。

ファイナンシャルリソース（財政的支援）のサポートもしている。具体的には、子どもが必要な医療費や教育費の申請方法など。

里親同士がピアサポートもしている。委託後のトレーニングに関しては、2年間で全地域を同じ内容で実施するようにしている。参加者も里親だけではなく、政府機関職員や民間支援団体の職員なども参加している。

ニュースレターは、2ヵ月に1回、電子版は1ヵ月に1回発行している。

(3) まとめ

里親のサポートの為の団体であると同時に、政府機関や民間団体と対等に話せる組織となっている様子が窺われた。民間団体や政府機関とは距離を置いた立場にあり、里親へのアドボカシーとしての機能が備わっている団体であった。里親向けのトレーニングも開発しており、里親の立場に立ちながらも組織的運営がされていた。働いている職員はソーシャルワーカーであり、専門性を持っている事で里親への問合せにも対応できていると感じた。とても重要なアドボカシー機能も持っている団体であることが分かった。

ビクトリア州でも都市部に人口が集中している事等から遠隔地へのトレーニングについては、アウトリーチをしたりと時間がかかる事等があげられたが、理事には都市部以外の里親に参加してもらうなど、声の偏りを減らす工夫がなされていると感じた。

オーストラリアのまとめ

1 政府（地方政府）と民間機関（エージェンシー）との役割分担について

背景

- ・政府は要保護児童の通告・保護で忙しく、里親サポートへの十分な時間や人材がない
 - ・政府の里親家庭サポートと民間を比較すると民間が良いという調査結果
- 州によって民間へのアウトソーシングの程度は違うが、一般に民間への移行は進んでいる
- QLD ケースマネジメント、パネル、里親登録まで政府 それ以外は民間
- NSW 民間に移行中 裁判所への申請と PLACEMENT までは政府、それ以降は民間
- VICT NSW と同様だが、民間は政府の承認を得て PLACEMENT を行う（不調時など）
- 里親会の意見「政府は迅速なサポートができない、教育・医療などの援助も民間に任せるべき」
- 政府の役割で重要なのは基準作り、特に里親リクルートのアセスメントのチェック項目、パネル（審議会）の進行、民間エージェンシーのケア基準などがある
- 政府が任せることができるのは、信頼性のある民間エージェンシーに限る

2 リクルートから登録までのソーシャルワーク（里親を確保し、維持することが重要）

ペーリーストリートでは問い合わせの 17% が登録という高い獲得率になっている

- ① 問い合わせから次のステップまで迅速に分かりやすく候補者に説明・導入を図っている
2 日以内に里親の分かりやすい説明を送付し、申請書を返送など手続きが迅速・簡素化
- ② 無駄な努力をしない
インテーカーと SV が里親候補者はむいていないと判断すればその時点で断る
- ③ マーケティングを活用したリクルート
若い世代は、すでに WEB サイトなどで十分な情報を持っている、すぐに結果を求めてくる、長く待てないなどから、その世代にあったマーケティングを
若い独身の女性も里親になる可能性がある。養子希望者も養育里親候補者になるなど
また、完ぺきを求めない、団体が目指すのと同じ価値観を共有できるかが鍵である
- ④ リクルートと登録までが一貫していること
リクルートからの一貫性とその里親を活用し、長続きさせる一連の継続性が必要

3 不調時の対応

- ・不調時には政府の許可を得てエージェンシーが他の里親に委託変更をする
- ・レジデンシャルケアは、費用が驚くほど高い、政府と意見が違くと政府に返す（裁判所が委託については決める権限がある）
- ・不調時に里親会に相談がある場合は、支援機関との関係から、立ち入らないようにしている

4 親族里親（KINSHIP）の活用は、KIN をまず優先して探す原則

- ・KIN は親族とは限らず、子どもをよく知り、安心して暮らせれば（教師、近所の人）よい
- ・KIN は里親へのサポートがほとんどない、民間エージェンシーが対応していない
- ・里親が 100% 近いオーストラリアでは、里親の開拓は簡単でないことから、近年 KIN に委託することが多くなっている KIN への委託が養育里親を上回っている

5 INTENSIVE（専門）里親

- ・チームとして FOSTER CARE するという考え方
- ・INTENSIVE な里親にはそれだけの手厚い 24 時間体制のサポートチームがつく
→ それでも施設ケアよりもやすくあがる
- ・専門だけ、養子だけというのではなく総合的にかかわっていくことが大切
→ ベーリーストリートは在宅支援も行っており、養子に行っていないが、様々な機関が個別に支援するよりも総合的にかかわっていける機関が増えるほうが、個々の子どもへのケアを充実させることができるという考え方であった

○日本ではまだ専門里親への活用の仕方に基準がない

特に年長児処遇については里親だけでなく施設ケアでも困難性が高い

例えば年長児の INTENSIVE はファミリーホームを中心に

年少児の INTENSIVE は専門里親を中心にとりいう考え方はできないか

○日本では、まだ十分に機能している民間機関は少ない

- ・児童相談所の一部機能を担っているに過ぎない
- ・しかし、児童相談所が通告対応と保護に忙しい事実は同じ
- ・民間エージェンシーの組織的・人的・技術的な成熟度を高める必要
- ・当面はケースマネジメント以外の里親家庭サポートを民間が担えるように

◎それには、一定のケア基準を作り、それを備えたもの（資格）に権限を与える、都道府県の域を超えた活動を促進することが必要

- ・補足、政府の資金だけではなく民間エージェンシーは独自の財源の確保が必要
→ ファンドの獲得 そのためのノウハウ、人的財産

○日本でのリクルートは試行錯誤の状態

- ・戦略が必要 どの世代、どの人にターゲットを当てるのか
- ・リクルートのノウハウを高めるには専門の人材を養成・育成する（民間エージェンシーに任せることも必要 広告代理店を使う）
- ・リクルートと登録、マッチング、サポートとの継続性、一貫性を持たせる必要がある

○日本では不調の場合は、一時保護や委託解除の権限のある児童相談所がケースマネジメント機関としてすべて引き受けることになる

・里親の個人的なケアの不適切さなどがあるので、他の里親や里親会に事情を説明できないことから、当該里親以外に民間機関（里親支援員、専門相談員、里親会など）と情報の共有や話し合いが持てない → 誤解を生じやすい、事例が参考にならない

◎不調時の対応について、最初の里親登録の時からその流れや情報の共有について、取り決め、マニュアル化する必要がある

○日本では KINSHIP の里親が一定多くなっているように思えるが、しっかりした考え方がない

- ・虐待など不適切な家庭の親族が信頼できるのか
- ・虐待で親族が見るから帰してと帰ってまた保護者からの虐待が繰り返してしまった事件も少なくない
- ・子どもにとっては、よく知っていて安心できる KINSHIP の里親はパーマネンシーからいっても意義深い、もっと活用を図るべきである

- KINSIP の考え方を整理して方向性を検討すべきではないか
→ 金がかからない、アセスメントがいらぬ、研修が簡易だけではいけない
- 養子縁組里親の希望は多いものの、養子に迎えることのできる子どもが少ない
 - 養子縁組は OPEN ADOPTION といつて、保護者が養子縁組家庭に希望を述べることができ、養子縁組後も関与できることが当たり前になっている、ただ、養子縁組家庭の安定が一番に考えられている

6 研究調査委員会での議論

どこで里親の力をつけるのかが課題 → 委託前、研修、委託後か

約半年で登録、委託までの期間で里親の力量が分かってくる、しかし、大丈夫かなという里親が良い意味で委託後裏切られることがある

委託後アタッチメントが出来すぎると実親との関係性に悪い効果があるという意見もある。特にネグレクト

和歌山では相談会で多くの人に来てくれる。いろんな人に来てくれるので、県としての認定基準がはっきりしていないので、研修してダメだともうしわけない。例えば性同一性障害、非課税世帯。支援機関の役割と児相との関係が大事。支援機関がどこまで決められるのか、スクリーニングがしにくい

里親基準が曖昧なのは里親として驚き、きちんとしてほしい。養育はチームワークが大切、解除後2度としない。離れた後の辛さがある。1、2年後やっと回復

里親の塩漬けは、児相のやっていることが見え見え、里親会でも困る

しかし、児相は子どもの育ちがかかっている、委託する方はリスクは犯したくない

里親側にはやっていることの効果がわかりにくい

解除後の情報やプログラムがない、帰った後がわからない

実親の了解のもと交流がある場合がある、次の委託がアフターケアになることもある

児相と違ってワンクッションあるのが支援機関

和歌山は86家庭を2人で見ると、未委託も見ている、半分が養育はでその4割が委託中、約16家庭

大阪市の一保里親は宗教関係 一保代わりの個人委託が里親登録に結びつく場合もある

里親は担当者がずっと同じでもしんどいところがある

福岡の6人体制、3人は変わらない(非常勤)

和歌山では児相の里親担当ワーカーは兼任

個人情報提供されて関係性が強くなる

専門員は里親との関係性が出来ていない、里親会とはつながりができてきている

委託事業の内容によって個人情報の提供が変わる

個人情報は必要な情報を見に行き行ってケースファイルから写し取る 堺市

専門相談員と里親会とはどういう関係がいいのか両方ともに分からない。個人の判断になってしまう

人間関係が深くなると家庭のことを相談できない

里親の情報と子どもの情報が大切、支援機関が共有することが必要

近畿圏でもやり方が違うのは驚き

児相と支援機関の連携という調査課題と思っていたが、民間への移行が前提となっているような印象である

(1) 委員のコメント

里親アセスメントのために今後なにが必要か

面接でどのようなところを把握したいのか、そのためにはどのような質問が効果的かの具体的な調査提案があるといい。

里親候補が持っている価値観や考え方を知るためにはどのような方法があるのか。例えば、得意料理や外食の状況、食事スタイルを尋ねることで食事を大切に思っているか、「もったいない」の思いが強すぎ委託児童の服をリサイクルばかりにならないか、節約は大切だが必要以上に吝嗇家ではないかを把握できないかなど。

また、里親の価値観や考え方を把握するため、面接に加え認定前研修をどのように工夫すればよいのかなど。

提言の趣旨・背景・提言する理由など

・里親の評価が当初よりも、委託後に思った以上に良い結果となる場合がある反面、当初、研修や面接では一般常識もあり、経済的にも問題がなく、コミュニケーションも取れるので良いと思っても、委託してみると節約というよい吝嗇家であったり、子どもの行動に対するものの見方が偏っていたりが判明することがある。適切なマッチングを行うためには里親アセスメントが重要で現場では苦慮している。里親の価値観などを知るためにはどうするかなどの具体的質問項目や研修のあり方についての調査提案があれば各自治体はとても参考になると思われる。

(2) 委員のコメント

面接技術という事で、調査の後、面接マニュアル〈叩き台的なもの〉の制作まで及ぶのかと思っていました。海外にそのマニュアルがあるのであればそれもどのようなものなのかとても興味があります。そして、もっと、もっと里親さんたちに直接聞き取りをしてほしかったです。面接を受けてどのように思ったのか。多くの里親がその過程でそのあり方で、確かに傷つき、疑問を感じ、逡巡し、悩みます。その経験から、その後の児童相談所との関係作りがうまく築けない、躊躇することはとても多いです。担当の力量・経験そのものが里親人生を左右するともいえます。

第一回の会議で、明確な登録基準・委託基準が存在しないことに心底驚きました。だからこそ、どうかしてほしいと強く思います。

ただただ里親の数を増やすだけでなく、その質にも注目してほしいのです。同じ里親どうしても、この人で大丈夫なの、と疑問を感じることもあります。また、基準を設けることで、里親の質もさることながら地位も向上し、里親制度の周知に繋がるのではと思います。

時間の限られた中、多くの興味深い報告に接する経験を感謝致します。今後の里親会活動にどう活用すべきか、ケースワーカーとの関係作りにも活用できればと思います。

7 里親ソーシャルワークの課題

調査から見た里親委託に関するソーシャルワークのキーコンセプトを検討した。

①一貫性

里親の募集、アセスメント、研修（トレーニング）認定、登録、マッチング、支援まで続く一連の過程に一貫して関わることが大切

里親との信頼関係（ラポール）を構築するには、応募の段階から関わることで、しっかりしたワーカークライアント関係ができ、表面だけでは見えない深い部分まで理解しやすくすること。研修だけとか、支援だけなど部分的な関わりでは里親にとってワーカーがどこまで相談できるのか、相談していいのか悩むことになる。

②継続性

里親担当のソーシャルワーカーは5年程度継続して担当する必要がある。

里親にとって、担当者は長く関わってもらうことで、安心感が生まれてくる。1、2年程度で代わってしまうのではやっとならぬかと思つたころに離れてしまい、また一から関係を取らなければならない。また、ワーカーもせっかくの経験が生きてこない。しかし、あまり長すぎるのもやりづらいという意見もある。交代するときの引継ぎが里親にも見える形で行ってもらおうと安心である。

③チームでの里親委託

里親委託の際には、里親がひとりで子どもを養育するのではなく、児童相談所、支援機関、専門機関、親族、地域などが協働して子どもの養育を支えていくことを理解してもらう必要がある。特に支援計画を立てるなどの際には、関係者がその内容について十分理解し、情報を共有することで里親が一人で悩まない、困った時に相談するところがないなどの事態が生じないように取り組む必要がある。

④子どもの最善の利益を踏まえた支援

里親への支援は子どもの最善の利益を尊重した支援でなければならない。

里親と子どもの関係が対立した時には、子どもの立場に立った支援が必要である。このためには、認定登録にいたるところから、里親に十分理解ができるよう文面で確認することが必要である。また、里親子の対立が深刻にならないように、里親と日ごろから相談しやすい関係を作るとともに、熟練した里親による里親同士の交流を深めるなど沢山のチャンネルを作っておくことが重要である。

⑤里親、子ども、実親の個人情報の共有

ソーシャルワークには里親・子どものアセスメント情報は欠かせない。児童相談所は個人情報の保護から情報を提供しにくい場合が考えられるが、支援機関には文面で守秘義務を課

すなどにより情報の共有をすすめる。また、里親支援専門相談員は、業務内容を踏まえて必要な情報の範囲内で情報提供をすすめる。

⑤児童相談所と支援機関の連携

子どものケースマネジメントは、子どもの育ちを保障し、自立するまで継続的な関わりが重要なことから、児童相談所が中心となって進める必要がある。

施設のケアは子どもの担当職員が単独でケアするのではなく、主任指導員や主任保母、児童心理司、医師、施設長などが組織として、児童相談所と協働して責任を持って子どもの養育を担っている、同様に、里親委託の場合も、里親個人に任せるのではなく、里親支援機関が児童相談所等と協働し、チームとして里親委託を引き受けることで、里親への負担を減らし重層的なケアを可能となる。

児童相談所は虐待通告対応、保護などの業務で忙しいことから、今後支援機関の役割は大きくなることが予想される。しかし、支援機関には里親家庭との十分な信頼関係ができるような知識と技術をもっていることが条件となる。

⑥里親のケア基準の明確化

家庭養育は不調にならないと表面化しないことがある。そのため、認定登録前から（アセスメント時点から）里親養育の基準を明確に示し、基準に達しない時には一時保護、委託解除があることを示す必要がある。また、基準以上の場合には明示できることが望ましい。今後、サービス評価に類似した制度が必要である。

⑦支援機関の専門性の維持と向上

支援機関がその役割を十分発揮している場合を見ると、児童相談所での里親支援員の経験があるもの、施設で子どもや親への支援経験があるものなど、要保護児童への支援の専門性が求められる。このためには、支援機関の団体を組織して、支援機関のケア基準の明確化や人材養成のための研修の実施等が必要である。

⑧募集からアセスメント、認定への流れのマニュアル化が求められる

未委託里親を減らすには、認定までの手続きを厳格に進め、無駄な労力を省くことが大切。里親認定までの手順を明確化し、統一性を持たせる。応募があれば速やかに手続きをすすめ、基準を達せない里親候補者にはトレーニングを積み、無理な場合は認定しない。

⑨里親支援機関は委託里親への支援だけでなく、未委託里親のトレーニングや解除後の支援が必要

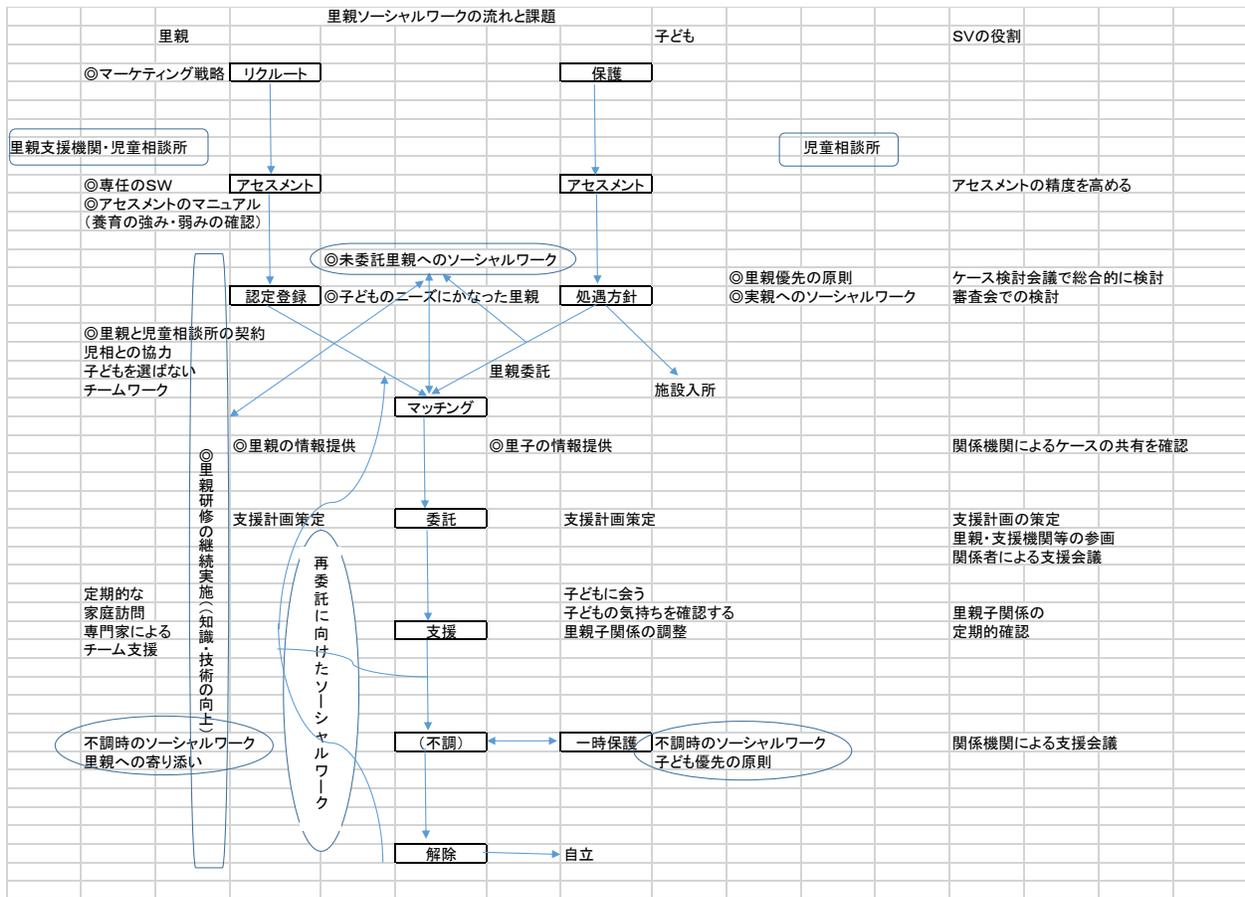
里親支援機関は、里親のニーズに合わせて様々なプログラムを開発、実施する必要がある。このため、里親支援機関相互の交流や施設、児童相談所と連携した里親向けのプログラムの実施が求められる。

⑩里親支援の人材の活用

里親子の支援には、多くの専門職が役割分担して関わる必要がある。里親支援機関、児童相談所、里親支援専門相談員、児童家庭支援センター（施設）、ベテランの里親、ファミリーホームなどの専門人材を活用し進める。特に問題を抱える子どもの委託には、迅速にかつ常時ケアできる体制の確保が求められる。

(参考)

里親ソーシャルワークの流れと課題



8 里親支援制度の課題

里親支援は現在児童相談所が中心に、支援機関、里親支援専門相談員との協力のもとに、連携して行われている。しかしながら、里親委託にはきめ細かな、また、丁寧なかかわりが必要であるとともに、里親自身もチームとして関係者・関係機関とともに子どもの養育に当たる必要がある。

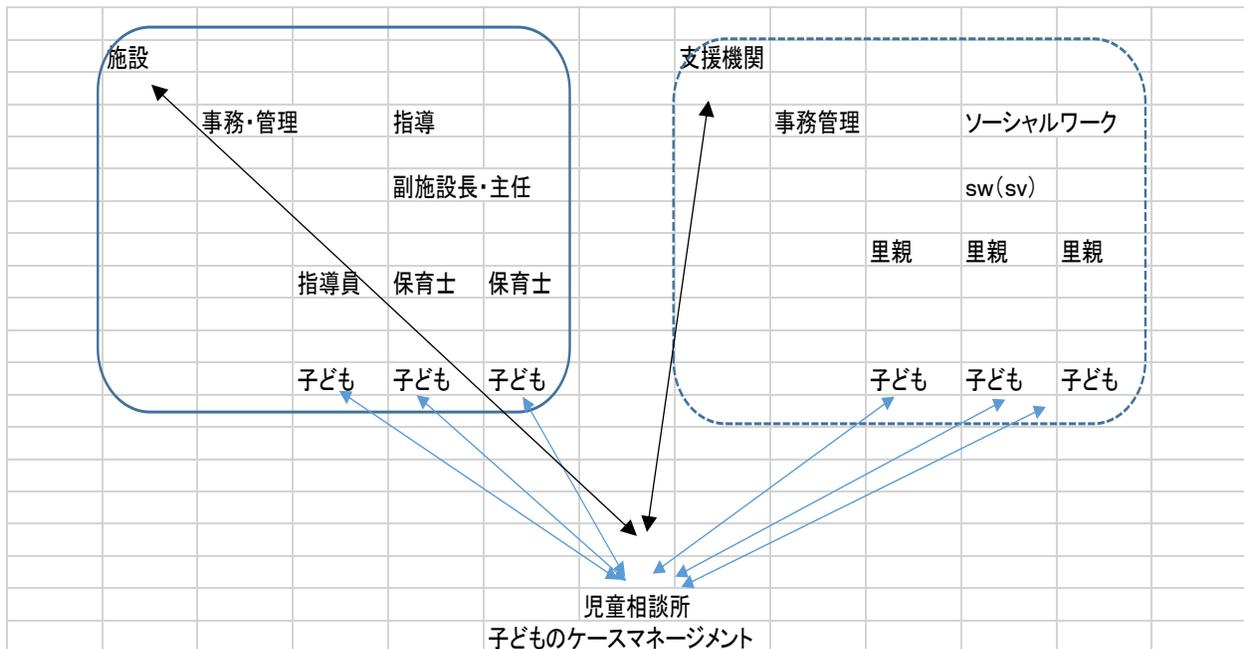
このためには、里親への支援も里親支援機関等がより積極的に養育支援にリクルート時点からアセスメント・登録、マッチング、支援まで継続して関わることが求められる。施設と比較してより重層的な支援が期待される。

下記に施設と里親の今後の対比を示す。児童相談所はより子どものアセスメント、支援に重点を置くことが可能になると思われる。

(参考)

里親委託への組織的な支援体制

施設の体制と里親の組織的なフォローアップ体制づくり



9 考察

以下に、①リクルートからアセスメント、登録のソーシャルワーク②未委託里親に対するソーシャルワークやトレーニング③支援機関、専門相談員と児童相談所との連携、役割分担④不調時のソーシャルワーク⑤里親（支援）ソーシャルワークのマニュアルに必要なポイント、理念、方向性についての考察を行う。

里親のリクルート

募集からアセスメント、登録に至るソーシャルワーク

厚労省が子どもに個別に向き合えるとして里親優先を原則とし、今後十数年に里親委託率を30パーセントにするという方針を決めてから4年が経とうとしている。

そして、各自治体は、家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の策定を求められ、その達成に向けて、里親委託率を上げることに躍起となっている現状がある。

但し、里親委託率が上がったからといって、子どもたちにとって安心で安全で健やかな発達を保障できる養育が行われ、社会的養護のなかみの充実が図れるかと言えば、決してそうではない。そのためには、ある一定の資質のある里親を確保し、十分な支援体制の中で安心のできる里親家庭において、子どもが永続的に養育されなくてはならないのである。

里親のリクルートは、子どもたちにとって安心のできる里親委託推進をするために非常に重要である。里親候補者募集からアセスメント、登録に至るまでを里親リクルートとして捉え、オーストラリア調査内容を参考にしながら、里親家庭のソーシャルワークの始まりであるリクルートをどのように行っていけばよいのかを考えていきたい。

また、施設を地域の拠点とし、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図ること、施設と里親との新たなパートナーシップを構築することを趣旨として配置された里親支援専門相談員やそれを配置する里親支援機関としての施設のあり方についても、里親のリクルートからのソーシャルワークに合わせて考えていくこととする。

里親の質の担保のために

里親の資格要件には、ア.心身ともに健全であること イ.児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること ウ.経済的に困窮していないこと エ.児童の養育に関して虐待等の問題がないと認められること オ.児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと の5項目が示されている。

しかしながら、里親に求められることは何か、里親の資質としてどのようなことが必要なのかについては、明確に示されていない。

また、里親認定基準やそのアセスメント方法については各自治体によって異なっている。

里親の質の担保を図るためには、一貫性を保つことが必要であり、里親の条件や里親認定に至るアセスメント項目を国として策定することが望まれる。

【オーストラリア調査より】

里親の条件

- ・ 良い里親になるための行動ができる
- ・ 個人的な回復力がある
- ・ チームワークがとれる
- ・ 子ども中心に動ける
- ・ 虐待のない安全な環境を提供できる

里親に求められる資質

- ・ Flexibility 柔軟性があること
- ・ Availability 子どもの必要時に対応できること

里親のアセスメント

政府が決めたものに民間機関が独自の項目を加えたアセスメントシートを活用して行っている。

INITIAL ENQUIRY TO FOSTER CARE（最初の段階でのアセスメント）では、以下の基本情報を聞く。

- ・ どこで（どのように）知ったか
- ・ 予備の部屋がいくつあるか
- ・ 今の段階でどの年齢の子どもに興味があるか
- ・ なぜ、里親に興味をもったのか
- ・ 家族（世帯）構成とその年齢
- ・ ペットの種類
- ・ 親業としての養育も含めて子どもや青少年との関わった経験

- ・ 仕事をしているか パートナーはどうか
- ・ 子どものケアにおけるどんな適切な資格や訓練をもっているのか
- ・ 自身の子どもや家族について子ども保護サービスに何か連絡したことはあるか
- ・ 健康であるか。また、自身やパートナーがかつて鬱や精神的な病気であったか
- ・ 自身やパートナーは煙草を吸うか
- ・ 自身やパートナーが障害をもっているか
- ・ 合法的な運転免許をもっているか
- ・ 若い人たちを乗せるための車を所持しているか
- ・ 住んでいる家のタイプ
- ・ 犯罪歴や警告や罰金を受けたことがあるか（全ての犯罪が里親になることをさまたげるものではない）
- ・ ブルーカード（QLD州のみにある子どもに関わる人が所持する安心のできる安全な人の証明）を申請していて拒否されているか

次に **Advice Visit Report** という家庭訪問におけるアセスメントシートがある。

- ① BASIC DETAIL（基本情報の詳細） ② AVAILABILITY（有効性）
 ③ EXPERIENCE（経験） ④ MEDICAL（健康・医療面） の四つの分野に分けてアセスメントを行っていく。

最後に審査提出用の **FOSTER CARER APPLICATION FORM** がある。

インテークアセスメント表
 （表裏有 1 枚）

家庭訪問 アセスメント表
 （表裏有 3 枚）

審査提出用レポート
 （同意書含 表裏有 11 枚）

民間機関の遵守すべき基準

里親認定の権限まで民間機関にある NSW 州においては、里親の承認に関わる法律

(Child young person's Regulation) に里親を抱える民間機関が遵守しなくてはならない 22 項目が示されている。そのため、「里親の承認に関わる法律に基づいて、里親になろうとする人に求められることを伝えることができる。」と話されていた。

里親支援専門相談員を配置している施設が、里親支援機関の役割を果たすと示されている。そのため、それらの施設も民間支援機関として、日本の民間機関事情を考えてみる。

里親支援機関として機能している施設においては、児童家庭支援センター等の独立した組織を設置している。それらの施設では、経験を生かして、里親支援機能強化を図っていることが、国内調査等からも窺える。しかし、大半の施設が里親支援機関としてのノウハウをもっていないために、里親支援専門相談員の活動も行政主体であったり、相談員独自の活動に留まっていたりするのである。

また、施設でない民間機関においては、自治体からの委託事業や独自の事業を展開しているが、各自治体によって違いがあり、所持している力を十分に発揮しているとは言えない。

里親のリクルートやソーシャルワークを民間支援機関が担っていくにあたって、基準や見通しの不透明さを防ぐためにも、今後、遵守すべき基準の策定は必要となってくるであろう。そして、それをベースに事業を展開していくことが望ましいと考える。

里親のリクルートについて

平成 26 年度全国里親委託等推進委員会のリクルートに関する調査報告書の中に、里親担当者の「やりがい感」は児相・民間とも 60% を超えているのに対して、「積極的なリクルートが必要なのか疑問」や「里親との活動が主でありリクルートに重きを置いていない」等、里親担当としてリクルートの必要性についての理解・関心に相違があり、里親のリクルートを積極的に進めていくという方針が主管課や児童相談所において十分共有されていない可能性があるとの指摘がされていた。

子どもそれぞれのニーズに合った良い里親を確保することができなければ、里親委託推進はできないことは周知のことであるが、それを「誰が行うのか」というところで「里親担当者が行うのか」という疑問が生まれるのではないかと思われる。

しかし、リクルートだけを民間機関に委託して、その後のソーシャルワークやケース

マネジメントを里親担当者や相談員が行っていくというのでは、里親との信頼関係の構築がスムーズに行えない。里親に興味をもち、アクションを起こす入口はとても重要であるため、インテークから継続した関わりができるように組織的なソーシャルワークが必要である。そのことを考えれば、リクルートの重要性に気づき、誰がすべきなのかが自ずと見えてくる。現在の児童相談所や施設の里親支援専門相談員においては組織の力が発揮できていないため、個人に係るところが大きい。それでは、現行の業務で手が回らず、「誰が行うのか」というところに論点がいつてしまうのである。

【オーストラリア調査より】

戦略的な活動

電車広告やショッピングモールでの垂れ幕広告、バス広告、サッカー試合等のビジョン広告やサブリミナル効果を用いたTVによる広告等、民間機関による予算をかけた広告が展開されていた。



オーストラリアの民間機関では、統計により計算された戦略的なマーケティングやリクルートを行っている。良い里親を確保しなければ、子どもの委託に結び付かず、政府からの予算がおりず、経営難になるということが懸念されるからかもしれない。しかしながら、政府、民間機関ともに、リクルートを非常に重要視しており、多くの人に接触して、子どものニーズのある、良い里親を確保しようと努めていることがわかった。

平成 26 年度の全国里親委託等推進委員会の調査報告書における「リクルート活動の今後の展開について」に、「チラシ配布」を「効果がないもの」、「効果の小さいもの」としてこの事業についての見直しの必要性があげられていた。しかし、「里親になろうと決心するまでに、7回、ポスターやメディアによる宣伝広告などに触れる」という話をオーストラリアで聞き、最終決断に至る媒体ではないかもしれないが、7回の中のひとつの機会として、「チラシ配布」も大切にしたいと思う。

確かに、里親になりたい人は、幾度か広報誌やチラシに触れ、シンポジウムや相談会に足を運んで気持ちを固めていって、児童相談所に里親希望の連絡を入れる等のアクションを起こしているのである。

ターゲット

・年 齢

最低ラインを25歳とし、上限については、70歳でも元気な人がいたり60歳でも弱い人がいたりするので年齢では区切らず、アセスメントで決めるとのことであった。

・過去に成功した地域

・所得の少ない家庭、郊外

所得の高い家庭や町に近いところは、物価が高く、皆働いているために里親になることが難しいと思われる。

・部屋にゆとりがある

・ずっと家にいる人が一人はいる家庭

・子どもがいる環境の中で大人になってきた人

・学ぶ姿勢のある人

子育て経験のある人に限定しない。経験が邪魔をすることがある。

ゲイのカップルは、どちらともに子育てを学びたい気持ちが強いため、よい。

・独身女性 子育てをしたい気持ちがある。

2014年9月の東京都子ども・子育て会議において「同性愛者も子育ての人材として活用ができるように。」と、東京都里親認定基準の変更を求める意見が出された。

法律婚夫婦や保健師、看護師、保育士等の資格を有している人に限定するのではなく、多様な人に開かれることにより、要保護児童が養育家庭等で生活する機会を広げるという意見があがったのである。これは、とても画期的な意見であり、ターゲットの一つに挙げられていた「学ぶ姿勢のある人」に準ずるものである。

子どもにとっての最善を考えると、法律婚や資格要件等の形や肩書で入口を閉ざすのではなく、柔軟性や有効性のある、「子育てをしたい、学びたいという姿勢のある人」をアセスメントすることによって、里親認定することが望ましいのではないだろうか。

リクルートから登録までの流れは決まっていますがその内容については、自治体により異なる。実際に、児童相談所の里親担当者に任されていることを考えれば、リクルートを中心とした業務が行えず、里親候補者との連絡がなかなかつかず、時期を逸してしまうことも考えられる。それを防ぐためには、手順や時期をある程度決めて実施していくことが必要であろう。

里親になりたい人にとって入口のところは非常に大切になってくるので、意欲を損なわないように、里親候補者の気持ちに沿ったリクルートを展開することを重要視したい。

【オーストラリア調査より】

インテークから登録までの流れ（民間機関により多少異なる）

- ① インテーク（主に電話）
会話をしているように質問項目を進めていく。
- ② 説明
チームであることを説明し、関係を築くように進めていく。
- ③ フォスターパッケージ（インフォメーションパッケージ）
2日以内に送る。
- ④ 家庭訪問
2週間以内に実施。電話で言っていたこととの相違はないか。
一応の条件を満たし、本人もさらに先に進みたい希望すれば申請へ。
- ⑤ 申請書
家庭訪問において記入。もしくは送付（2週間以内に来ない時は電話をする）
- ⑥ 家庭訪問 3回～8回機関によって異なる。
異なる3人（その中には政府の人もある）
- ⑦ ミーティング
- ⑧ トレーニング（2日間） 講義とワークショップが合わさったもの
里親候補者本人と希望があれば同居人も受けることができる。
一貫性のあるクオリティを保つため政府の設定した基準に合ったものを実施。
政府のもっているプログラムを活用して行っている機関もある。

また、トレーニングを実施するまでに時間を要するときは、その間にボランティア活動に誘う等をして、気持ちが薄れないような工夫をしている。

（内容）

- ・ 動機

- ・ ストレスマネジメント
自分の抱える問題が子どもにどのような影響を与えるのかを理解すること
- ・ チームの一員として効果的に仕事をする事
- ・ 前向きな発達を促すこと
- ・ 虐待のない安全な環境を提供できるか

医者の健康診断を里親候補者は提出するが、あくまで自己申請であるため、トレーニング中に気になることがあれば、医者に診断書を持って行って間違いがないかを調べる。

また、里親候補者の情報収集することもトレーニングの目的のひとつであるとのことであった。

⑨ 評価(外部の人)
家庭訪問による評価

- ・ 動機
- ・ 世帯の構成
子どもが入れば、里子が来ることによるその子どもへの影響を考慮
- ・ 夫婦関係 過去もどうか
- ・ 子育て能力

* 人となりをみるプロセスもある

- ・ 仕事ぶり
- ・ ペットの扱い
- ・ 子どもが通学している学校
- ・ 子ども、大人になっている同居している子ども
- ・ 子どもが16歳未満である場合で、共同親権を所持しており、付き合いのある別居中の親もどういう人かを調べる

⑩ 民間機関内審査
全ての民間機関が実施しているわけではない。
レベルの高い民間機関が、外部の人を雇って審査員に入ってもらおう等をして
厳密な審査を行っている。

⑪ レポート提出

⑫ 最終審査

シニア・ワーカー（レポート提供者）・ディレクター・プログラママネージャー

子どものプロテクション担当（政府）・経験のある里親・外部の人等である。

*州によっては、里親承認までの権限を民間機関に委ねているところもあるため、その際には最終審査はない。この場合、政府が里親の監査を定期的に行っているとのことであった。

日本において、リクルートから登録までの流れは決まっており、アセスメント方法が自治体によって異なるも、審査までいけば100%里親登録されると言われている。不安のある里親候補者は保留という形で幾度か審査されるが、最終的には登録承認されているようだ。そのために、不安が解決できずに子どもをマッチングするに至らず、未委託里親になってしまうという現状がある。

オーストラリアの民間支援機関に未委託里親について尋ねたところ、未委託里親家庭は一時保護や緊急保護、レスパイトのためにあるとのことで、件数も少ない。すぐに未委託ではなくなってしまうと言われていた。明確なアセスメントによるリクルートを展開し、登録に至れば、子どもを預けることへの不安があるための未委託になることはないのである。

そして、アセスメント項目を明確にすることによって、里親候補者の不安要素も曖昧でなくなり、その不安を解決できるサポート体制や研修による意識改善を行うためのプロセス等を里親候補者の納得の上で進めていくことができると思われる。

里親支援専門相談員のあり方

里親の条件や、明確なアセスメント項目の策定がされた上で、里親のリクルートをソーシャルワークと捉えて進めていくことができれば、今後、全施設に配置される予定である里親支援専門相談員の活動も充実したものとなるであろう。

毎年、厚労省が各自治体に里親支援専門相談員の活動等に関する調査票の提出を求めているが、その活動内容報告は回数を記載するもので、「なかみ」を問うものではない。

回数で成果を判断するのではなく、「なかみ」を評価できる活動が望まれる。

基準やアセスメント項目の策定ができれば、それを用いて、里親家庭の強み・弱みを知り、相談員が家庭訪問することにより、強みをいかに引き出したか、弱みをいかにサポートしているのか、それによって子どもがより安心、安全に生活することができるのかを検証、評価することができる。これによって、「なかみ」のある家庭訪問が展開されると同時に、自分のしていることを振り返ることで、相談員自身のスキルアップに繋がる。

現在、里親支援専門相談員は、「子どもにとって家庭養育が必要である。」と感じて里親委託等推進に積極的に取り組んでいるのだろうか。

児童相談所の里親担当ワーカー同様、里親啓発活動に前向きに取り組めずに誰がするのかという疑問を抱いたり、児童相談所からの指示待ちになっていたりする相談員も少なからずいる。逆に、自ら積極的に学び、多くの里親子と関わり、地域の子育て支援に里親家庭が必要であると感じて、地域に根付いた活動をしている相談員もいる。地域の里親家庭への家庭訪問に忙しくしている相談員もいる。このように、各自治体や施設によって、また里親支援専門相談員個々の力量によって、活動内容に格差があるのは周知の通りなのである。

その是正や施設が支援機関として機能していくには、里親委託推進に向けての施設の組織力が必要である。それは、里親支援専門相談員が、子どもや里親の特性に合った職員を家庭訪問に派遣する等のマネジメントやコーディネーターの役割を担い、施設の人材を活かした里親家庭へのソーシャルワークを展開していくことができることではないかと考える。

まとめ

まずは、国としての里親の資質を担保して一貫性を保つために、里親の条件や認定基準、アセスメント項目の策定を行うこと。そして、それに則って、里親のリクルートから継続したソーシャルワークを行っていく。これについては、一人のワーカーが継続して里親に関わっていくというのではなく、オーストラリア調査で見られた民間機関の取り組みのように、里親家庭に対して組織的なソーシャルワークを行うのである。ケースマネジメントについては、インテークから関わっているワーカーが行い、提供する内容によって、その組織の人材を活かした取り組みを展開する。そうすることによって、ワーカーが交代しても組織によるソーシャルワークは一貫性をもって継続される。

その担い手については、里親家庭の施設所属という考え方もあるが、現在、大半の施設にその組織力はなく、里親支援機関として機能している施設においては独立した組織をもっているため、それに特化した民間支援機関がそれを担っていくことから始めるのが良いと思われる。そして将来、施設が担っていけるような仕組みを作っていくことが必要であると考えられる。

最後に

オーストラリア調査において幾度となく耳にした「チーム」という言葉に触れたい。

アセスメントについてもチームの一員として仕事ができるかということをととても重要視している。

日本はどうだろうか。

里親支援機関、里親支援専門相談員と「支援」という言葉が使われている。

里親家庭は個の養育観に頼りがちで危うさを抱えていると考えられ、それが子どもに適切な養育が行われない要因のひとつとして、児童相談所等の関係機関との連携のとれる里親を望んでいる。その連携を活性化するため、施設のもつスキルを里親家庭に提供することにより、柔軟な養育ができることを期待して、里親支援専門相談員による家庭訪問が行われている。また、里親に社会的養護を担う一員であることを認識してもらうための里親認定前研修や施設実習が実施されている。しかし、あくまでも「支援」という立場で行っているように思える。長年里親業をされてきた人からすれば、「支援なんて要らない。」と、支援という言葉に抵抗を感じる人もいるであろう。里親支援専門相談員が里親子との関わりの中で学ぶことも多く、逆に、相談員が里親に支えてもらっていると感じることもある。日本の文化や組織のあり方から考えると「支援」という言葉が分かりやすく、受け入れ安いものとして使われているのかもしれない。

しかし、前述にもあるように、民間機関や施設は、里親に社会的養護を担う一員であることへの理解を求めるための研修や実習等を行っている。それは、社会的養護を必要とする子どもたちが幸せに希望をもって生きていくことができるために尽力していく自分たちのチームの一員となってもらうための研修や実習等であるということだ。

「支援」という言葉に拘らず、子どもたちのためにより良いチームを作っていくための里親委託推進であるという理解に変えていきたい。

「チーム」とは、力を合わせて同じ仕事をする仲間であること。繋がり合う暖かさや同じ目的に向かって進む力強い向上心を感じる素敵な言葉である。

「Support」という言葉は全くと言っていいほど聞かれなかったオーストラリア調査を終えた後も、「Team」という言葉の響きと、それを話す人の笑顔が心地よく残っている。

不調について

はじめに

これまでも不調については、重要な課題であり、検討が重ねられてきたことと思う。本調査からも不調における実践の取り組み例や悩み等まさに現場レベルでの葛藤が見られた。

改めて不調とは、「さまざまな事情で里親委託を継続していくことが困難になった場合を不調という [愛沢 隆一, 2011]」、「1つの要因だけによって生じることは、むしろまれであろう [宮島 清, 2011]」といえる。

里親委託ガイドライン (2011) では、マッチングを十分にし、児童相談所や里親支援機関が里親家庭を支援していても起こりうる。また、委託解除後は、子どものケアはもちろんのこと、里親の喪失体験においてもケアが必要であると書かれている。

しかし、具体的に里親の喪失体験をどのようにケアしていくのか悩まれている児童相談所は少なくないのではないかと。また、不調による委託解除により、喪失体験が児童相談所への不信感や怒りに転じた際には、その後の里親委託に関し消極的にならざるを得ない状況も考えられる。家庭養護の委託率が高い児童福祉先進国と呼ばれている国でも、不調は大きな課題となっている。

本章では、国内のインタビュー調査、海外調査、全国児童相談所調査を実施し、得られた結果をもとに、不調について考察を深めたい。

まずは、全国児童相談所への調査質問 1 4 「里親委託が不調の場合に留意すること、また、不調にならないように気を付けておられること」の回答と調査結果から 1. 委託前の支援、2. 委託中の支援、3. 不調による委託解除後の支援に分類し、児童相談所の取り組みを拾い上げた。4. 不調を防ぐ手立てを考えるでは、調査結果から実践的な取り組みを取り上げ、考察を深めた。

1. 委託前の支援

(1) マッチング

調査結果から、マッチングに関する記載を下記に抜き出しているが、多くの意見としては、マッチングは慎重におこなっている。マッチングの期間を十分にとるとの記載が多く見られた。

「複数で里親のアセスメントをしている」

「無理な委託をしない」

「子どものことを十分に理解している方から委託可能か確認している」

「委託時に十分なマッチングの時間を取り、相互理解を深めてから委託につなげるべきだと感じた」

「不調を予防するために、委託前の里親選定は慎重におこなう」

- 「マッチングに半年～1年以上を目安に時間をかける」
- 「委託前のマッチングの期間を十分にとる」
- 「委託までにしっかりと面接をする」
- 「里親の養育能力と子供の特性等について十分に検討した上で委託」
- 「児童相談所内で意見を統一しておく」
- 「マッチング中の子どもの思い、里親の思いを取りこぼさないようにしている」
- 「少しでも不安を感じる場合は無理に委託を受けないよう伝える」
- 「子ども自身の意志・意向の確認、尊重」
- 「里親支援専門相談員、児童担当、里親担当によりアセスメントを行い、焦らない」

(2) 情報提供

質問 14 から、子どもの情報を里親家庭へ提供することの必要性についての記載が見られた。

- 「委託児童の詳細な情報を里親に提供している」
- 「委託前に児童の状況と対応について話し合う」
- 「子どもの状態を丁寧に説明する」
- 「子どもの見立てを十分に里親に伝える」
- 「発達特性について十分な情報提供を行う」
- 「お試し行動に対して混乱不調になる事例もあるため、十分な事前情報を伝える」
- 「被措置児童等虐待の防止の研修を行う」
- 「様々な相談機関、支援ツールを事前に案内しておく」

(3) その他

上記以外の内容で重要な部分として、登録前、委託前からの関わりがあげられる意見を抜粋した。

- 「不安や心配事などを相談できる関係づくりをしておく」
- 「里親登録前の研修・調査に力を入れる」
- 「委託前からの関わり」

2. 委託中の支援

(1) 児童相談所の里親支援

児童相談所調査からは、里親との信頼関係を築くことが不調をふせぐ上では重要であるとの意見がある一方で、措置機関としては里親との関係作りに苦慮しているとの意見もあった。

「里親との信頼関係を作る」

「ねぎらいの言葉をかける」

「里親サロンを通じて、里親と話す機会を多くとっている」

「子どもと里親の管轄が異なる場合は、役割分担しながらフォローしている。」

「どう信頼関係を築くかについては試行錯誤中」

「児童のもっている課題や発達段階を伝えています」

「訪問や電話で状況を確認」

「レスパイトケアの利用をすすめている」

「ガイドラインの頻度に基づき家庭訪問をしているが、養育記録などから不調の兆しが見られた場合は、親と子を別にして訴えを聞く」

「常に里親と委託児がどんな関係にあるかを把握しておく」

「不調になるサインをできるだけ早く気づけるように定期的に状況を把握する」

「不安・困難さを聞き取り、改善できることは調整する」

里親側から自分たちの弱みや強みを知ってもらえているという部分が信頼関係を作る上では重要になっているだろう。不調を経験した児童相談所にとっては、「大丈夫です。問題ありません」といった家庭が、ふたを開けると、委託を継続できる状態ではない状況になっていたという経験をされているだろう。また、里親側からすると「しんどい」状況でも児童相談所に話せば子どもを引き離されるのではないかという思いを持っている人も少なくない。また、担当になったばかりの児童福祉司に自分のしんどい部分をさらけ出すことへの抵抗は、多く聞かれる。では、児童相談所と里親が信頼関係を築いていくためには何が必要か。

(2) 里親支援専門相談員、里親支援機関や地域との連携

児童相談所内での専門職間の連携はもちろんのこと、他里親支援機関や地域との連携についての実践が見られた。

「保健・保育・教育機関との連携」

「里親支援専門相談員と共に相談」

「学校を巻き込んだカンファレンスの実施」

「里親サロンを利用している」

「里親支援ミーティングを開催し、関係機関と情報共有を図ってもらう」

「委託時の顔合わせなど、地域の資源につなげる」

「里親支援機関、周辺の里親、学校等から情報が入る仕組みを平常時から作っておく」

「児童相談所、里親会、施設、里親家庭に友好的な支援がもてるようコーディネートしていく」

里親家庭は地域に根差しているという大きな強みがあり、地域の子育て支援との協力は里親家庭を孤立させない上では、とても重要な実践であろう。チームでの養育の必要性は、徐々に浸透しつつあるが、里親家庭という専門家ではない養育者に対して、多様な専門職のサポートは欠かせないだろう。また、各組織においても里親担当者が孤立していないか里親制度について熟知しているスーパーバイザーが設置されているかはとても重要である。

3. 不調による委託解除後の支援

委託解除後、里親や子どものフォローを丁寧に行っているといった声が多く、委託解除前から解除後にかけて支援をしているといった様子が窺えた。

「子どもを引き上げる場合、里親に負い目を感じさせないよう配慮する」

「委託解除後、里子、里親共にケアをする」

「不調の経験を前向きに捉えてもらうような援助をしたい」

「児童相談所や里親支援機関を交えて、不調に終わったことの整理を行い、次回の委託につなげていく」

「里親・里子のその後の両者の関係性に配慮」

委託解除後の里親によりそった支援としては、第三者の立場でじっくり話を聞ける存在が必要である。ある里親からは、解除後の喪失感が大きく、次の委託に気持ちが繋がらない里親が多いとの話が聞かれた。また、不調ではない委託解除であっても喪失感が大きく家族全体が不安定になるとの話も聞かれた。

解除後は、児童相談所も里親家庭も不信感や喪失感に包まれている中、十分な時間を費やし、傷を癒していくにはとても労力がかかる作業であろう。さらに、子どもたちにとっては想像し得ない喪失を経験させてしまう事になる。

では、どういったサポートが必要なのか。

里親支援に関わらず、自分のことをよくわかってきている人だと話やすくなる。聞き手が安心できる存在だと、悩みも話しやすくなるのは想像できるだろう。またそういった存在は、里親としても受け入れやすい存在である。さらに、中立的で専門性のあるソーシャルワーカーは必須といえよう。今後は、支援機関や専門相談員が担うことが期待される。支援＝指導的にならないような、ソーシャルワーカー自身の「自己覚知」が必要になるだろう。

本調査から、不調を防ぐ手立てをそれぞれの立場からもう一度考え直す必要があると切に感じる。次項には、どんな手立てがあるのかを振り返る機会としたい。

4. 不調を防ぐ手立てを考える

児童相談所調査から見えてきたのは、不調を防ぐためにできる手立ては多くあり、また不調をできるだけ防ぎたいと日々奮闘されている様子だった。

これまでに常に児童相談所内で積み重なっている専門性に加え、再度確認事項として参考にしていただけたらと思う。

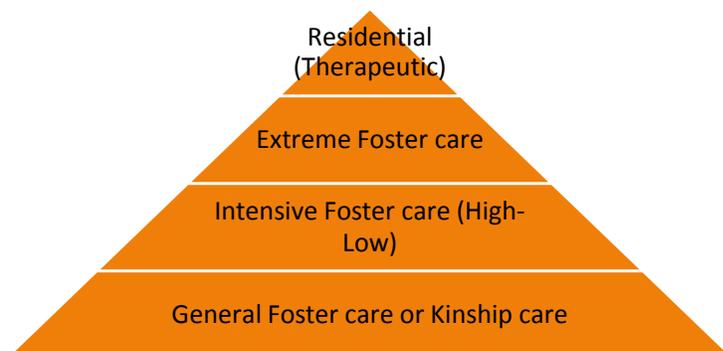
- 不調を防ぐ手立て
- 子どものアセスメント
- 里親家庭のアセスメント
- マッチング
- 委託時の説明
- 委託後子どもへの聴き取り
- チームワークによる養育

(1) 子どものアセスメント

オーストラリア調査では、州によって段階は異なるものの、子どもを5から6段階にアセスメントし、子どものニーズに合った里親家庭とのマッチングをしている。段階によって、委託の費用も異なり、最もニーズが高い子どもには、セラピューティックなケアを提供している小

規模の施設（規模2～6人）に委託されている。また、段階に応じた里親家庭を育成し、様々な専門家が関わってもらいながら、チームにより養育をしている。

上から順に子どものニーズが高く、下にいくほど子どものニーズが低くなる。また、委託費もニーズがあがるにつれ、上がっていく。



子どものニーズが高いほど、里親家庭での養育は難しいものとなるのは用意に想像できる。

子どもの発達状況はもちろんのこと、成育家族における家族構成員のパワーバランスについて。また、家庭のパワーバランスの中で、子ども自身がどのような位置づけにいたのか。アタッチメントにおける課題はあるか。里親家庭において、最も対立しやすいメンバーや里親家庭が提供する養育を拒否する可能性があるか。施設という集団における行動の出し方と、家庭という密な人間関係における行動の出し方はどういったものがあるか等、事前に検討し、里親家庭に提供すべき情報の見極めはとても重要になってくる。

（2）里親家庭のアセスメント

里親希望者とは、多くの面談や家庭訪問において聞き取りを重ね、里親登録に至っていると思われる。さらに、里親家庭の全体像として、主たる養育者や家族の人間関係、権力構造、家庭の強みと弱みを理解し、把握をしているかもアセスメントをする上では重要になるであろう。

特に、何度も委託をした経験をもつ里親家庭や経験年数の長い里親家庭においても、委託の前には必ず家庭訪問をし、家族構成員の状況を丁寧に聞き取る必要がある。

オーストラリア調査からは、里親家庭のリクルートは、民間里親支援機関の最もお金と力を注ぐ部分であるとの状況が見られた。特に、リクルート・トレーニング・アセスメント・スーパーバイズを一貫しており、リクルートの段階から不調を防ぐ取り組みが行われている。具体的には、リクルートした里親希望者やその家庭に対し、トレーニングがアセスメントと一体になっており、里親家庭の弱みと強みを理解し、その家庭に応じてトレーニングの内容を決めるというものである。また、どういった里親を求めているかが明確になっているため、里親家庭へのトレーニングも求める里親像にマッチしたものとなっている。

その背景には、不調により里親家庭を転々とする子どもたちの状況が大きな課題となったからである。居所の不安定さは、アタッチメントや子どもの発達に大きな影響を及ぼすとの調査から、どのように里親の質と量を担保するかがまさに里親委託先進国の課題となっている。

児童相談所調査の中からも「委託前からの関わり」や「研修中からの関わり」の必要性の記述がみられたが、里親家庭の全体像をどのように把握していくかは、里親家庭のアセスメントにおいて重要な視点となっている。また、里親家庭へのアセスメントの不十分さが不調につながっていくという認識をもつことがより良いアセスメントの実施に繋がっていくと思われる。そして、常に、里親家庭の状況がアップデートされていることを確認していく必要がある。

委託後には、里親養育の状況を常に把握し続けなければならない。例えば、養育レベルを決め、里親家庭における養育が常にどの程度の状況にあるかを見極める必要がある。里親家庭の構成メンバーと子どもの関係性の把握をすることも必要だろう。養育報告書からの聞き取りを行い、日々の状況を把握していると思うが、気になる点や困った点についても積極的に聞き取ることが必要である。「何か困ったことがあります」と聞かれても相談しにくい。困ったことを言いだしにくい、自分で何が困っているかは分かりにくいといった状況も考えられる。日常の子どもの様子や家族の状況を聞き取る中で、困りを拾い上げる作業も必要である。日々の葛藤をねぎらいつつ、客観的に見た子どもの育ちをフィードバックしていくことも里親家庭への養育の質の向上に無くてはならない。

(3) マッチング

里親の強みや弱みと子どもの状況をマッチングの土台とし進めていると思われる。また、委託後想定される状況や子どもの発達について等は、すでに話し合い検討がされていると思われる。児童相談所調査からも、里親委託に関し、マッチングを丁寧にしているという声が多く聞かれた。しかし、マッチングの期間を長くとることが不調につながらないとは言い難い。

丁寧に時間をかけたにも関わらず、上手くいかなくなり里親と子どもだけでなく支援者も傷つくようなことを経験された方もおられるのではないだろうか。

マッチングの土台となるのは、アセスメントの情報である。里親家庭を多角的な視点から見たアセスメント無しにマッチングは成立しないのは周知の事とは思ふ。では、前述したとおり、こういった基準を持ってアセスメントをするのかは、曖昧になっている部分も多いのではないだろうか。

里親家庭が必要な子どもと里親家庭の強みが「マッチ」して、委託の検討に進んでいくことになる。

オーストラリア調査では、子どものニーズにあった里親を探す際に、児童相談所が一斉に民間事業者へ投げかけ、各民間事業者が里親の強みを児童相談所のソーシャルワーカーへプレゼンテーションするといった事が行われているとの話が聞かれた。

マッチングの際の指針を今一度確認し、なぜこの里親家庭を選択したのかが明確になることで、今後の里親への支援もスムーズに行うことができると考える。

(4) 委託時の説明

個人情報やプライバシーを里親が理解していることを前提に、里親へ委託する子どもの適切な情報提供が必要となっている。児童相談所調査からは、心理職と連携しながら子どもの発達状況を里親へ伝えているといった実践がみられた。子どものアタッチメントの段階、子どもの発達状況など養育する上で重要な情報を伝えておくと、里親家庭が子どもの行動への理解の手助けとなるだろう。

また、年齢にもよるが子どもへ里親家庭への措置に関する意思の確認をする必要があるだろう。子どもに里親家庭を紹介するパンフレット等を用いて分かり易く説明し、里親家庭での生活をイメージしておくことは、子どもの不安を軽減させる役割が期待できる。

さらに、子どもの権利ノートを用いて、子どもが不満や悩みを相談できる場所や相手を分かり易く示すことで、被措置児童等虐待を早期に発見する手立てとも成り得る。

(5) 委託後の子どもへの聞き取り

子どもに寄り添うソーシャルワーカーがいることは、子どもが里親家庭での不安や不満をより相談しやすくなるだろう。しかし、子どもの問題行動に対し指導することにとどまってしまうと、児童相談所との信頼関係がもてず、子どもが本音を話しにくくなる事は容易に想像できる。では、どのように子どもの声を聞き取り、里親家庭の質の向上へフィードバックすることができるのか。

国内調査からは、里親支援機関や里親会で、子どもが参加できる会を企画し、アクティビティを通して、面談や家庭訪問以外で、子どもの声を聞き取る工夫をしている団体があった。また、オーストラリア調査からは、各州に1つに社会的養護当事者団体があり、里親家庭で生活している子どもたちが集れるようなプログラムを提供しているとの説明があった。プログラム以外でも、子どもたちが里親家庭や措置変更に対して、相談できる場も整備している。子どもの聞き取りをする際には、できるだけ話やすい環境づくりを整えることが不調の兆しを早期に確認する一つの方法となるだろう。

(6) チームワークによる養育

関係機関との連携、保育所や幼稚園、学校、地域の子育て支援の窓口等との連携はすでに行われていると思う。また里親家庭をまじえたカンファレンスの開催は里親家庭がチームの一員として認識するのに、重要な場の設定である。

さらに、子どもを中心としたチームワークにおいては、実親の存在も欠かせないことを理解しておく必要がある。里親へどのように実親を理解してもらうか。ひどい親という認識ではなく、子どもにとっては重要なおとなの一人であること。子どものアイデンティティにおいて、欠かせない存在であることを伝える役割をソーシャルワーカーが担うことになるだろう。

不調を予防する上で効果的な方法の一つに里親家庭が困ったときには、「気軽に相談できる」環境づくりを整備することであろう。誰に何を相談するのかを事前に準備しておくことは、不安や困り感があつた際にすぐに相談できるという安心感に繋がるだろう。また、児童相談所をはじめ、委託等推進員、里親支援専門相談員、里親支援機関と支援の輪が広がるにつれ、どの支援者がどんな役割を担っているのかが分かりにくいという声も実際に聞かれる。例えば、里親家庭を取り巻くサポートマップ作りがあげられる。里親家庭と支援者が悩みに応じて、相談できる人を書き出す。また、愚痴を聞いてくれるインフォーマルな支援（近所の子育ての先輩、きょうだい、親戚、子どもの同級生の保護者等）も入れておくことが重要である。

いつでも相談できる各家庭のサポートマップを常備しておくことは、不安や孤立を防ぐ一つの手立てになると考える。また、サポートマップは、常に里親家庭がチームの一員であることを意識してもらうにも役立てることができる。

里親家庭は専門職ではないからこそ、専門職との繋がりを最も必要としている部分である。

ともすれば、里親家庭へ委託した子どもへの支援は、施設を委託した子どもたちの何倍も労力がかかると言われがちだが、どの子どもへも必要なニーズに応じて支援をしてくことこそが児童福祉のソーシャルワークに求められていることであることとは思う。しかし、

現在の状況において、子どもに寄り添いながら、常に相談できる信頼関係を築き、さらに里親家庭がいつでも相談できる細やかな対応を整備する、十分な人員を配置することが可能だろうか。もし、これ以上の人員が増やせず、細やかな対応が難しい状況であるならば、地域資源や里親支援機関、里親支援専門相談員との連携も考えていかななくてはならないと思われる。また、様々な関係機関をコーディネートすることにソーシャルワーカーの専門性が求められている。チームワークにおける養育は、複数の専門機関が関わることになる。コーディネートするソーシャルワーカー自身の専門性への期待も大きくなるだろう。チームワークによる養育が支援者の孤立をも防ぐことに繋がるだろう。

おわりに

前述でも述べたとおり、児童福祉先進国でも、委託先を転々とする子どもたちが存在し、アタッチメントや子どもの発達に大きな影響を与えていると指摘されている。また、この事は大きな課題となっている。

オーストラリア調査からは、里親に委託解除などの状況を事前に文書で説明しているとの報告がきかれた。

私たちは、今後里親委託を進める上で、量と質を常に保障し続けなければならない、それに伴い不調という状況に向かいあう事にもなるだろう。里親家庭への不調までの介入の難しさと不

調後の喪失についてやその後の支援については、本調査でも十分に書ききれなかった部分もある。不調による里親子に別れが訪れる時、別れのセレモニーが必要である。写真の整理や何を子どもに持たせるのか。第三者が協力しながら別れを進める必要があるだろう。里親家庭だけの責任ではなく、また「問題行動を起こす」子どもの責任でもない事を確認し、子どもに負担をかけ続けることのない委託を心がける必要があるのではないか。

私たちは、里親家庭を巣立った子どもの思いも十分に踏まえながら、里親家庭で生活する子どもたちの最善の利益を常に求め続けなくてはいけない大きな責務を抱えている。

最後に、ある里親会の養育里親の集まりの際に話し合わせた委託解除に関する里親の「思い」について、ぜひ本調査の参考にもして欲しいとの意向を受け、下記に記載する。

解除時について

年度替わりと里親担当者の異動が重なった時は特に考慮してほしいです。

養育では解除が必然です。その時まで、どう過ごすのか、その時をどう迎えるのか、研修でも聞いたことがありません。委託児を迎える時、子育て、その困難時のことはよく話題になり研修にもなっていますが。

一旦は家族になったのです。その別れは辛いものです。措置費や精算確認、そして里子への気持ち里親自身の気持ちを確認していただく機会を設けて欲しいです。

そうでないと、次へと気持ちがつなげられないのです。

「はい御苦労さま」と紙一枚渡されても・・・

その後の里子さんの様子もできる限り知らせて欲しいです。多分里子さん自身もその生育の連続性から考えてスパッと切ってしまうのではなく、関係はつないだ方がいいと思います。里親はどうしているのかなあとたびたび考えているものです。

途中解除の決断はととてもとても辛いものです。又、解除後の里親さんの傷つきは相当のものです。円満解除であってもその喪失感・虚脱感は大きいのです。

ここ数年困難な里子さんが増えて、解除での辛い思いをして、次に気持ちのつなげられない養育里親さんが多数います。国の方針から、里親会も里親制度の普及啓発を活発に行い、登録数は増えてきていますが、せつかくの里親さんも、この解除時の傷つきで登録抹消となればとても残念なものとなります。

勿論、里親会としても何ができるか真剣に考える時が来ていると思います。

里親会と児童相談所が手を携えていくためにも、結果がどうであろうと、一緒に同じ方向を向いたチームのように取り組んでいける、取り組んだ実感が必要だと思います。

里親も児童相談所も、子どものすばらしい未来に向けて何が必要なのか、求めているものは一緒です。そして、喜びを共に味わいたいのです。

(里親会, 里母の会にて, 2014)

引用文献

- 愛沢 隆一. (2011). 社会的養護シリーズ I 里親養育と里親ソーシャルワーク. p210 福村出版.
宮島 清. (2011). 特集にあたって - 子ども里親が不幸にならないために. 里親と子ども 6 巻, p 6.
明石書店

児童相談所と民間機関の関係について

民間機関は必要か？

我が国の家庭養護を質・量ともに向上させなければならないということは、今日の社会的養護に携わる者にとって共通の認識であろう。それはつまり、現状のままの家庭養護の質・量が社会的養護のなかにいる児童にとって十分ではないことが既に理解されていることを意味する。だからこそ、全国には既に幾つかの民間里親支援機関が事業を担い、児童養護施設や乳児院には里親支援専門相談員の配置が進められているのだろう。我が国における家庭養護、特に養育里親制度に携わる民間機関といえば、里親支援機関事業者か里親支援専門相談員を配置する施設等がイメージされる。これらの民間機関と児童相談所との関係について考える前に、根本的な疑問が浮かび上がる。果たして、家庭養護の質・量向上のために、民間機関は必要なのか？

今回の児童相談所への質問調査結果から見る限り、里親支援機関事業者や里親支援専門相談員の配置によって児童相談所からみて望ましい状況の改善が進んでいるとは残念ながら言い難い。行政からすれば、折角予算を確保し事業を任せてみたものの、“費用対効果からみて効果的な展開になっているとは言い難く”（質問 23 に対する回答から）、成果につながっているという好意的な回答は見られない。また、里親支援機関の設置や里親支援専門相談員の配置の度に、地域の里親会の会員や養育里親家庭から「何をしてくれるのか？」「何が良くなるのか？」というような期待でもない寧ろ懐疑的な思いをぶつけられる現場の職員は全国で少なくないはずだ。

これら過去数年間に及ぶ里親支援機関と里親支援専門相談員の活動実績からすると、児童相談所と民間機関の関係を語る以前に、民間機関の存在そのものの必要性が問われているようにも見える。では、これからの我が国の家庭養護促進の実践に民間機関は必要ないのであろうか。家庭養護の後進国である我が国と比較して、家庭養護の実践が進んでいる海外の国々を見る限り、民間の活躍なくして家庭養護の実践が成り立っているという国は見当たらない。寧ろ、その養育の質・量を引き上げているのが民間機関であることも珍しくない。それらの国々から、後進国である我が国が学ぶ姿勢をとるならば、なぜ海外では民間機関が活躍しているのかという点も含めて、児童相談所と民間機関の関係について、現在の里親支援機関事業者や里親委託等推進員という制度の枠にとらわれずここでは論じることとする。

現在の児童相談所と民間機関の関係

全国の児童相談所が、民間機関とどのように関わりを持って家庭養護を実践しているのか。その問いには、200カ所あまりある児童相談所毎に異なる答えが返ってくるだろう。今回の調査に対する回答を見ても、選択肢に沿って振り分けているが、その詳細までを把握するものではない。それでも、民間機関とされる里親支援機関事業者や里親支援専門相談員に対して、求める役割についての記述はあっても、それらの現在の活動のありかたに明らかな肯定的記述は見られない。

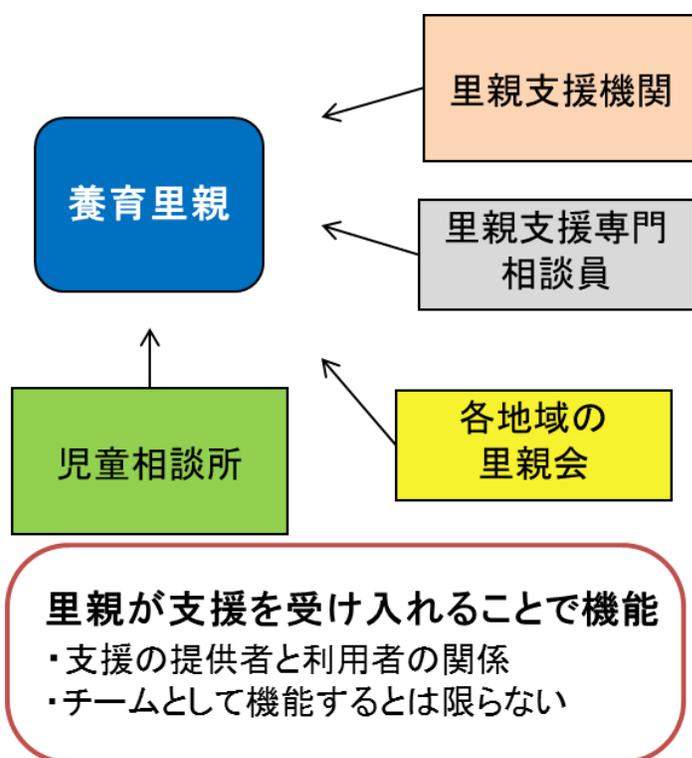
それらの機関について、里親の個人情報扱うことに対する危惧や、活動が効果的でないこと、また職員の専門性に対する疑問などがあげられる一方で、養育の質に深く関係する委託不調への対策についての回答のなかでは、その存在に触れられてすらない。これは、民間機関が自治体の家庭養護よりも遥かに質の高い養育を提供し存在感を発揮する家庭養護先進諸国と比較すると、我が国の民間機関に問題があるように見える。例えば、イングランドの社会的養護の歴史からみると、民間機関の家庭養護という選択肢が無く自治体による家庭養護のみだったころは、子どもと若者のニーズに応えることは難しく必要な養育里親家庭数の獲得も出来なかったと言われている (Glass, 2013)。実際に、幾つかの国においては、民間機関による家庭養護の実践が養育の安定性 (委託不調の少なさ) や委託前との比較での学力向上などで、自治体のそれを上回っているようだ。また、養育里親自身が、民間機関との協働によって、よりやりがいを感じているという (Tregeagle et al, 2011)。

では、それに比べて、我が国の民間機関が今日まで示してきた成果はどうだろうか。今回の調査回答にもあったように、少なくとも児童相談所側からすれば、民間機関が見せた際立った成果というのは見えていない。だからと言って、我が国の民間機関が他の国よりも著しく劣っていると決めるつけることは出来ない。なぜなら、イングランドをはじめとする民間による家庭養護事業者と日本の児童相談所にあたる自治体との関係は、我が国の里親支援機関事業者や里親支援専門相談員のそれと大きく異なるからだ。

恐らく、児童相談所の職員や養育里親家庭からすれば、あらたに加わった新戦力である里親支援機関事業者や里親委託等推進員にそれなりに期待をし、ポジティブな変化がみられることを願っていただろう。しかし、実際には過去数年間で劇的に養育里親家庭が増えたわけでも委託不調ケースが激減したわけでもない。勿論、それらの民間機関は無駄に時間と事業費を費やしていたわけではないだろう。体験発表会やシンポジウムなどのイベントを通じて普及啓発をはかるところもあれば、まずは養育里親家庭との信頼関係を構築しようと里親会の集まりに参加することから始めたところもあるだろう。養育里親家庭に支援をしたくても、信頼関係を築けていないなかでアドバイスさえ出来ずに訪問してただ話を聞くことに徹するしかないケースも多いのではないだろうか。今回の調査で聞き取り対象とした地域は、児童相談所から特別に信頼を得ていて多くを任されているが、児童相談所からの回答調査票を見る限り、彼らは少数派であると考えられる。

我が国の民間組織が、児童相談所からの期待に応えられていないだけでなく海外の民間機関のような目覚ましい活躍を見せられないのは、ソーシャルワークの実践力だけではない構造的な課題があると思われる。下の図を見てほしい。これは、全国乳児福祉協議会里親支援等検討委員会から出された報告書の中から、現在の我が国の養育里親とそれを取り巻く支援者を表したものだ。これまで我が国の家庭養護の深刻な課題であった養育里親家庭の孤立の問題が、支援者を単純に増やすだけでは解決できていないことを図で示している。孤立の原因である養育里親家庭と児童相談所間の連携不足や信頼関係の欠如が、他のあらたな機関（里親支援機関や里親支援専門相談員など）との間でもなんら構造的には変わっていないことが分かる。建前上は、養育里親は支援を受ける義務があるように言われているが、形式的なものなら、養育里親家庭はいくらでも支援らしきものを受け（あるいは受け流す）ことができる。そのため、どんな機関を新たに加えたとしても、それを養育里親家庭が受け入れてくれなければチームワークによる養育どころか、養育里親家庭の孤立さえ防ぐことができない。

我が国の家庭養護促進を目指すうえで、今後も民間機関にこのようなかたちでしか活動の機会を与えないのであれば、児童相談所と民間機関との発展的な関係は期待できないのではないだろうか。



(全国乳児福祉協議会 里親支援等検討委員会 平成 27 年)

求められる新しい関係

では、今後の我が国の児童相談所と民間機関の関係はどうあるべきなのか。それについて、海外での調査も踏まえて、我が国が既に掲げている社会的養護の将来像と照らし合わせて考えてみたい。

・求められる家庭養護促進

我が国の社会的養護の課題と将来像において、2015年からの15年間で、家庭養護への要養護児童委託を全体の3分の1にするという目標が明確にされた（厚生労働省、2011）。また、次期を同じくして、里親委託ガイドライン（厚生労働省、2011）が厚生労働省から発行され、加えて国連代替養護ガイドラインの翻訳もなされている。我が国が、1947年に児童福祉法を制定してから、これほどまでに家庭養護を国として促進するのは初めてのことだと言っても過言ではない。それは、社会的養護更にはこの国の児童福祉において、これなでにない“新しい”ことを始めることを意味している。勿論、これまでも家庭養護は制度も実践も存在している。今日まで、我が国は家庭養護の促進を阻んできたわけではないし、制度として児童相談所が家庭養護の“監督者”としての責任を担ってきた。現在もそのかたちは変わらない。では、その現状から、この“新しい”目標を達成するための実践体制は整っていると言えるのだろうか。家庭養護をこの国の社会的養護の柱の一つとするという、全く新しい目標を、これまでの体制のまま達成することは、客観的にみて非常に困難である。特に都市部においては、15年間で家庭養護へ委託する要養護児童数を数百人単位で増やさねばならず、なおかつ達成目標を考えるとこれまで以上に複雑なニーズのある子どもや若者の養育が家庭養護に委託されることになる。それを、現状でさえ委託不調が懸念されているにも拘わらず、子どもと若者にとって質の高い養育（少なくとも委託不調や自立困難が頻発しない）を実践するためには、現在の児童相談所体制のままでは職員の情熱や経験がどれほど豊富であったとしても十分ではないことは容易に想像がつく。事実、今回の調査でも、専任の里親担当常勤職員がいる児童相談所が圧倒的に少ないこと、またその経験年数やスーパーバイズ体制が決して十分ではないことが明らかになった。

児童相談所の体制についての課題と同時に、子どもと若者のニーズに応えられる“委託できる”養育里親家庭がこの15年間で確保できるのかという課題もある。どれほど児童相談所の体制を充実させても、肝心の養育里親家庭になってくれる候補者がいなければ、家庭養護の促進のためには意味を持たない。これまでとは桁違いの児童相談所体制の強化と同じく桁違いの養育里親家庭数の確保が必要となれば、この国が目指す15年後の将来像が非現実的なものに見えたとしても無理はない。

・求められる十分な養育里親家庭数

目指す目標の達成が困難だと思われるからといって、この家庭養護促進の目標が修正されたり、代替案にすりかえられたりすることは、それを必要とする子どもと若者の福祉と人権の観点から簡単に許されることではない。言うまでもなく、社会的養護のなかで家庭養護を選択肢として質量ともに機能させるのは、家庭養護でしか応えることができない児童のニーズがあるからである。施設養護に加えて、“家庭養護”と“家庭的養護”の選択肢が子どものために質量ともに充実することは望ましいことだが、家庭養護を必要とする子どもと若者に対して、家庭的養護促進の難しさから、出来る限りの手段を試みることなく“家庭的養護”充実に頼るなどで代替案探しをすることは、我が国の将来像における家庭養護促進の方向性の本質的に沿っているとは言い難い。

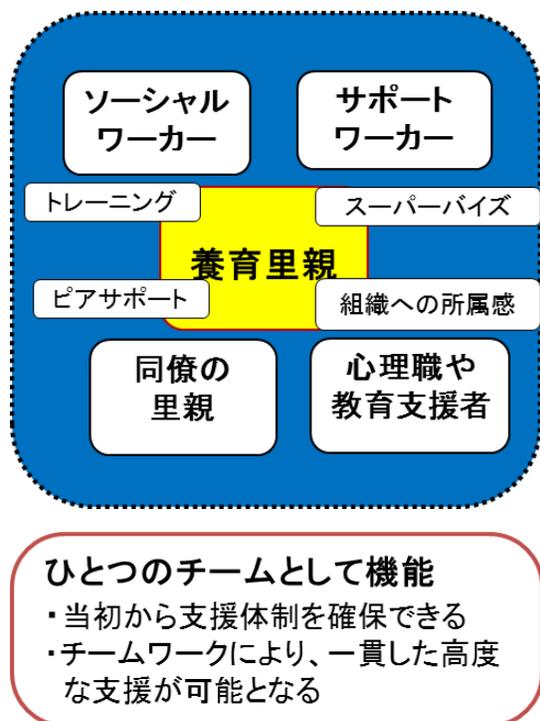
我が国の家庭養護の後れを、文化や宗教などを理由にあげる声もあまり聞かれなくなったが、それでも日本だけ特別に難しいかのような意識が払しょくされていないのは間違いない。何万人もの要養護児童数に対して、6割から9割もの家庭養護委託率を示す国々では、我が国と比較して次々としかも簡単に養育里親候補者が名乗り出ているかのような誤解を生んでもおかしくはない。しかし、今回のオーストラリアでの調査からも分かるように、委託率の高い国や地域であっても、新規の養育里親家庭の獲得（リクルート）は非常に困難なタスクなのである。家庭養護を必要とする子どもと若者のために養育里親候補者を獲得するには、我が国と比較してそれこそ桁違いの費用とエネルギーをかけている。翻って、我が国ではそこまでのリクルート活動をしているかということ、残念ながらそうではない。自らが掲げた目標を達成するために、我が国にはまだまだやらなければならないことや出来ることがあるのだ。目標達成困難だと代替案や妥協案を探すのは、家庭養護先進国のリクルートにならって様々な努力をしてからでも遅くはない。

・求められる質

我が国の社会的養護の将来像にある目標を達成するためには、養育里親家庭の数だけが増えても十分ではない。数と同じようにもしかするとそれ以上に養育の質は求められている。登録までは至ったが委託は出来ない養育里親家庭がいくら増えても、子どもと若者のニーズに応えることはできない。同時に、委託でき信頼できる養育里親家庭が偶然に出現するのを待っているだけでは促進は進まない。では、どうすれば養育里親家庭での養育の質を高められるのだろうか。

現在の養育里親制度に欠けているものがあるとするのなら、それを補っていくことが分かりやすい質の向上の近道であろう。では、その欠けているものとはなにか。組織的問題解決力、連携・協働、透明性などがあげられるが、それら全てに共通するのは養育里親家庭の孤立に関連することである。その孤立を防ぐ方法は、チームワークによる家庭養護の実践となる。それは子どもを中心としてその養育を担う養育里親家庭をチームに取り込み、チームワークによって養育することを意味する。施設養護を例にするのならば、施設の指導員や保育士にスーパー

バイザーが居て、心理職やファミリーソーシャルワーカーが居て、医療関係者や、要となる施設長が居るなかでケアを実践することに近い状況だと言える。特に、養育里親にとってスーパーバイザーとなる専門職（ソーシャルワーカー）の存在が非常に重要であることが Brown 等（2014）によって示されている。



（全国乳児福祉協議会 里親支援等検討委員会 平成 27 年）

では、現実的に考えて、そのような養育の質の向上の基礎となるチームワークが児童相談所によって積極的につくられることが可能なのか。今回の調査回答をみると、里親担当職員の業務達成度自己評価で『里親のアセスメント』に対する評価がかなり低かった。また、『訪問等支援』も業務量全体の 3 割以上を割いている割には決して高い達成感を示していない。常勤で専任の職員が圧倒的に少なく、アセスメントも十分に出来ていないという自己評価の里親担当が、養育里親を適切にスーパーバイズしてチームワークに導けるのだろうか。勿論、これまでもそして現在も、全国の幾つかの地域では、高いソーシャルワークスキルを持ち、短い期間で養育里親との信頼関係を構築し、チームとしての家庭養護の実践をしている能力の高い児童相談所職員が存在していることも実際のところであろう。しかし、そういう職員が組織的に生み出されているようには見えないし、優秀な職員であればあるほど、その職員の異動後に落胆するのは信頼していた養育里親である。

常勤の専任職員を極力異動させることなく、子ども担当の職員やスーパーバイザー、他の専門職も加えて、児童相談所内に養育里親を引き込んだチームを構築することが可能で、積極的なリクルートからアセスメント、研修そしてマッチングと委託後の支援まで、途切れの無い包

括的なチームワークによる家庭養護が養育里親家庭と協働して実践できるのであれば、もしかしたら民間機関の出番は必要ないかもしれない。また、民間機関の活躍なしに質の高い家庭養護の促進を達成した国として、世界から注目されるかもしれない。だが、それが実現可能かどうかは分からないし、実践のための経験や知識をどうやって得るのかという課題も出てくるだろう。そのため、可能性のある民間機関を児童相談所そして児童相談所を持つ自治体が上手く活用することが現実的であろう。

実践者として児童相談所と民間機関の関係

現在の里親支援機関や里親支援専門相談員が、民間機関として目覚ましい成果をあげていないということは先に述べた。一方で、これらの民間機関が事業を託される際に、成果ベースでの受託となっていないことも事実である。例えば、ある国の民間家庭養護事業者は、思春期の若者の家庭養護を得意として、自治体と年間利用件数（自治体が年間何ケースその民間機関の養育里親家庭を活用するのか）を年度単位で契約をしている。そして、その契約を全うするために必要な養育里親家庭の数と養育の質はその民間機関が責任をもって確保する（確保しなければ事業がなりたない）。翻って、日本の民間機関の活動は、里親普及啓発といっても、委託できる養育里親登録件数のノルマがあるわけでもなく、家庭訪問といっても、回数をこなせば質の中身までは問われていない。つまり、その家庭訪問の回数が委託不調とどのように関わりがあるのかという点は問われていない。

このような成果ベースの事業受託を実現するには、現状の里親支援機関事業や里親支援専門相談員のあり方では超えなければならないハードルがあるだろうし、そもそもしくみとして無理があるのかもしれない。しかし、今回の調査回答を見る限り、児童相談所は出来ることなら民間機関を上手く活用して質の高い家庭養護を促進したいと考えているように見える。それを難しくしているのは、児童相談所や行政機関なのか、それとも民間機関なのか。少なくとも、我が国の民間機関には、家庭養護先進国の民間機関が進めてきたようなソーシャルワークが足りていない。家庭養護でしか応えられないニーズをもつ子どもと若者にそれを提供する責任はなにも児童相談所だけに課せられたものではない。児童福祉法第一章第一条第一項に書かれているように、すべての国民が努めなければならないものである。つまりは、民間機関もその責任を負っているのである。だとすれば、児童相談所から信頼される機関として相応しい人材とスキルとノウハウを身に着け、そして情熱を示していくのは民間機関の基本的な役割であろう。児童相談所と自治体が望む社会的養護が目指す成果を、児童相談所が達成するのが難しいと思われる時に、安心してその達成を託すことができるような民間機関となっていくまたそのような機関が増えるような仕組みも同時につくっていくことが、これからの我が国の社会的養護の将来像を実現するためには必要な手段の一つであろう。

現在の制度で上手くいっている養育里親家庭と児童相談所の関係は残しつつ、様々な子どもと若者のニーズに応えられる柔軟な民間機関の活用を児童相談所と行政がすすめていくことが、これからの望ましい児童相談所と民間機関の関係となるのではないか。

参考文献

厚生労働省、2011、里親委託ガイドライン

厚生労働省、2011、社会的養護の課題と将来像

全国乳児福祉協議会 里親支援等検討委員会、2015、よりよい家庭養護の実現を目指して—チームワークによる家庭養護—、社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会

Brown, C. Helen, Sebba, Judy, Luke, Nikki, 2014, *The role of the supervising social worker in foster care*, Rees Centre for Research in Fostering and Education University Oxford

Glass, Cathy, 2013, *Agency v Local Authority?*, The Fostering Network, at <https://www.fostering.net/blogs/cathy-glass/agency-v-local-authority#.VZAFWdgw-M8>

Tregeagle, S., Cox, E., Forbes, C., Humpherys, C. and O'Neill, C., 2011, Worker time and the cost of stability, *Children and Youth Services Review*, 33(7), pp, 1149-1158.

10 資料

里親アセスメントにおける面接技術に関する調査票

Standards of care (Queensland Government)

(養育の基準)

Charter of rights (Queensland Government)

(子どもの権利憲章)

Foster and Kinship care Steps to becoming a foster carer (Queensland Government)

(フォスターケアラーになるためのステップ)

Foster & Kinship Carer Enquiry Form (Queensland Government)

(フォスターケアラー 受付票)

Carer Recruitment Process(Coreassets)

(リクルートのプロセス)

Child Protection (Placement Services) (Queensland Government)

(子どもの保護 (措置) 措置費概要仕様書・・・子どもの状態とサービスケアの基準が記載)

Statement of Commitment (Queensland Government)

(クイーンズランド州政府、フォスターケアラー・キンシップケアラー両者間において、質の高い養育を提供するために関係する全ての者の権利と責任を尊重することに同意する宣言書)

Intensive Foster Care (Queensland Government)

(インテンシブ フォスターケア・・・

治療的サポートや複雑なレベルのニーズがある子どものためのフォスターケア)